

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考												
総-7	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>第4 防災関係機関の業務大綱</p> <p>1 から4まで (略)</p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td></td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略) ソフトバンク株式会社	(略)	_____		_____		<p>第1章 総則</p> <p>第2節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>第4 防災関係機関の業務大綱</p> <p>1 から4まで (略)</p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) ソフトバンク株式会社 <u>楽天モバイル株式会社</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略) ソフトバンク株式会社 <u>楽天モバイル株式会社</u>	(略)	<p>➤ 「県地域防災計画」指定公共機関の追加</p>
機関の名称	事務又は業務の大綱														
(略) ソフトバンク株式会社	(略)														
_____															
_____															
機関の名称	事務又は業務の大綱														
(略) ソフトバンク株式会社 <u>楽天モバイル株式会社</u>	(略)														
総-10	<p>(新設)</p>	<p><u>第5 防災行動計画（タイムライン）の作成</u></p> <p><u>国、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>												
総-15	<p>第3節 登米市を取り巻く地震環境</p> <p>第1節及び第2節 (略)</p> <p>第3 <u>登米市内</u>の地震等観測体制</p> <p>(略)</p> <p><u>さらに平成14年度から国のパイロット事業として、海底地震計・海底地殻変動観測装置等が設置され、宮城県沖地震に備えた重点的な観測体制が実施されている。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第3節 登米市を取り巻く地震環境</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 <u>宮城県内</u>の地震等観測体制</p> <p>(略)</p> <p><u>さらに平成14年度から平成16年度にかけて、宮城県沖を対象としてパイロット的な地震に関する重点的調査観測（周辺領域の地震観測・地殻変動観測、過去の地震活動履歴解明に向けた地質調査・文献調査、周辺領域の地殻構造調査等）が実施され、引き続き平成18年度から平成21年度にかけて宮城県沖地震における重点的調査観測が実施された。</u></p> <p><u>さらに、東日本大震災を受けて、平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の整備が進められ、ケーブル式海底観測装置（地震計・水圧計）により、北海道沖から千葉県までの沖合の観測が実施されている。これにより地震や津波の早期検知と、緊急地震速報や津波警報等の更新の早期発信が期待されている。</u></p> <p>(略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>												
総-16	<p>第4 登米市の地震環境</p> <p>(略)</p>	<p>第4 登米市の地震環境</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 「県地域防災計画」の表の修正</p>												

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行 (令和4年4月)	修正後	備考																																																															
	<p>[ 宮城県に被害を及ぼした主な地震 ]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦(和暦)</th> <th>地域 (名称)</th> <th>M</th> <th>主な被害</th> <th>被害の出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2011.3.11 (平成23)</td> <td>平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震</td> <td>9.0</td> <td>死者 <u>10,568</u>、行方不明者1,215、住家全壊 83,005、住家半壊 155,130、一部破損 224,202</td> <td rowspan="2">宮城県( <u>令和 3.10.31</u> 現在)</td> </tr> <tr> <td>2011.4.7 (平成23)</td> <td>宮城県沖(東北地方太平洋沖地震の余震)</td> <td>7.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	西暦(和暦)	地域 (名称)	M	主な被害	被害の出典	(略)					2011.3.11 (平成23)	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	9.0	死者 <u>10,568</u> 、行方不明者1,215、住家全壊 83,005、住家半壊 155,130、一部破損 224,202	宮城県( <u>令和 3.10.31</u> 現在)	2011.4.7 (平成23)	宮城県沖(東北地方太平洋沖地震の余震)	7.2		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>[ 宮城県に被害を及ぼした主な地震 ]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦(和暦)</th> <th>地域 (名称)</th> <th>M</th> <th>主な被害</th> <th>被害の出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2011.3.11 (平成23)</td> <td>平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震</td> <td>9.0</td> <td>死者 <u>10,569</u>、行方不明者1,215、住家全壊 83,005、住家半壊 155,130、一部破損 224,202</td> <td rowspan="2">宮城県( <u>令和 4.4.30</u> 現在)</td> </tr> <tr> <td>2011.4.7 (平成23)</td> <td>宮城県沖(東北地方太平洋沖地震の余震)</td> <td>7.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>2022.3.16</u> (令和4年)</td> <td><u>福島県沖</u></td> <td><u>7.3</u></td> <td><u>死者2、重軽傷者108、住家全壊51、半壊616、一部損壊21,839</u></td> <td><u>宮城県(令和 4.6.17 現在)</u></td> </tr> </tbody> </table>	西暦(和暦)	地域 (名称)	M	主な被害	被害の出典	(略)					2011.3.11 (平成23)	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	9.0	死者 <u>10,569</u> 、行方不明者1,215、住家全壊 83,005、住家半壊 155,130、一部破損 224,202	宮城県( <u>令和 4.4.30</u> 現在)	2011.4.7 (平成23)	宮城県沖(東北地方太平洋沖地震の余震)	7.2		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>2022.3.16</u> (令和4年)	<u>福島県沖</u>	<u>7.3</u>	<u>死者2、重軽傷者108、住家全壊51、半壊616、一部損壊21,839</u>	<u>宮城県(令和 4.6.17 現在)</u>	
西暦(和暦)	地域 (名称)	M	主な被害	被害の出典																																																														
(略)																																																																		
2011.3.11 (平成23)	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	9.0	死者 <u>10,568</u> 、行方不明者1,215、住家全壊 83,005、住家半壊 155,130、一部破損 224,202	宮城県( <u>令和 3.10.31</u> 現在)																																																														
2011.4.7 (平成23)	宮城県沖(東北地方太平洋沖地震の余震)	7.2																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																														
西暦(和暦)	地域 (名称)	M	主な被害	被害の出典																																																														
(略)																																																																		
2011.3.11 (平成23)	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	9.0	死者 <u>10,569</u> 、行方不明者1,215、住家全壊 83,005、住家半壊 155,130、一部破損 224,202	宮城県( <u>令和 4.4.30</u> 現在)																																																														
2011.4.7 (平成23)	宮城県沖(東北地方太平洋沖地震の余震)	7.2																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																														
<u>2022.3.16</u> (令和4年)	<u>福島県沖</u>	<u>7.3</u>	<u>死者2、重軽傷者108、住家全壊51、半壊616、一部損壊21,839</u>	<u>宮城県(令和 4.6.17 現在)</u>																																																														
<p>総-19</p>	<p>登米市における既往災害</p> <p>昭和以降の登米市の主な地震による災害履歴を以下に整理する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>被害状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登米市</td> <td>平成20年6月14日 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震M7.2 平成23年3月11日 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震M9.0 死者：28名 行方不明者：4名 重傷者：12名 軽傷者40名 全壊：201棟 大規模半壊：441棟 半壊：1,360棟 一部損壊：3,364棟 非住家被害：795箇所 概算被害額：14,620,809千円  (新設)</td> </tr> </tbody> </table>	地域	被害状況	(略)		登米市	平成20年6月14日 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震M7.2 平成23年3月11日 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震M9.0 死者：28名 行方不明者：4名 重傷者：12名 軽傷者40名 全壊：201棟 大規模半壊：441棟 半壊：1,360棟 一部損壊：3,364棟 非住家被害：795箇所 概算被害額：14,620,809千円  (新設)	<p>登米市における既往災害</p> <p>昭和以降の登米市の主な地震による災害履歴を以下に整理する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>被害状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登米市</td> <td>平成20年6月14日 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震M7.2 平成23年3月11日 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震M9.0 死者：28名 行方不明者：4名 重傷者：12名 軽傷者40名 全壊：201棟 大規模半壊：441棟 半壊：1,360棟 一部損壊：3,364棟 非住家被害：795箇所 概算被害額：14,620,809千円  <a href="#">令和3年2月13日福島県沖を震源とする地震M7.3</a> 大規模半壊：1棟 半壊：2棟 準半壊：14棟 一部損壊：121棟 被害総額：150,872千円  <a href="#">令和3年3月20日宮城県沖を震源とする地震M6.9</a> 軽傷：1名 一部損壊：12棟 被害総額：56,326千円  <a href="#">令和4年3月16日福島県沖を震源とする地震M7.4</a> 死者：1名 重軽傷者：4名 全壊：4棟 大規模半壊：3棟 中規模半壊：12棟 半壊：62棟 準半壊：248棟 一部損壊：1,097棟 被害総額：2,273,451千円</td> </tr> </tbody> </table>	地域	被害状況	(略)		登米市	平成20年6月14日 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震M7.2 平成23年3月11日 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震M9.0 死者：28名 行方不明者：4名 重傷者：12名 軽傷者40名 全壊：201棟 大規模半壊：441棟 半壊：1,360棟 一部損壊：3,364棟 非住家被害：795箇所 概算被害額：14,620,809千円  <a href="#">令和3年2月13日福島県沖を震源とする地震M7.3</a> 大規模半壊：1棟 半壊：2棟 準半壊：14棟 一部損壊：121棟 被害総額：150,872千円  <a href="#">令和3年3月20日宮城県沖を震源とする地震M6.9</a> 軽傷：1名 一部損壊：12棟 被害総額：56,326千円  <a href="#">令和4年3月16日福島県沖を震源とする地震M7.4</a> 死者：1名 重軽傷者：4名 全壊：4棟 大規模半壊：3棟 中規模半壊：12棟 半壊：62棟 準半壊：248棟 一部損壊：1,097棟 被害総額：2,273,451千円	<p>➤ 表の更新</p>																																																			
地域	被害状況																																																																	
(略)																																																																		
登米市	平成20年6月14日 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震M7.2 平成23年3月11日 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震M9.0 死者：28名 行方不明者：4名 重傷者：12名 軽傷者40名 全壊：201棟 大規模半壊：441棟 半壊：1,360棟 一部損壊：3,364棟 非住家被害：795箇所 概算被害額：14,620,809千円  (新設)																																																																	
地域	被害状況																																																																	
(略)																																																																		
登米市	平成20年6月14日 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震M7.2 平成23年3月11日 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震M9.0 死者：28名 行方不明者：4名 重傷者：12名 軽傷者40名 全壊：201棟 大規模半壊：441棟 半壊：1,360棟 一部損壊：3,364棟 非住家被害：795箇所 概算被害額：14,620,809千円  <a href="#">令和3年2月13日福島県沖を震源とする地震M7.3</a> 大規模半壊：1棟 半壊：2棟 準半壊：14棟 一部損壊：121棟 被害総額：150,872千円  <a href="#">令和3年3月20日宮城県沖を震源とする地震M6.9</a> 軽傷：1名 一部損壊：12棟 被害総額：56,326千円  <a href="#">令和4年3月16日福島県沖を震源とする地震M7.4</a> 死者：1名 重軽傷者：4名 全壊：4棟 大規模半壊：3棟 中規模半壊：12棟 半壊：62棟 準半壊：248棟 一部損壊：1,097棟 被害総額：2,273,451千円																																																																	

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考																																								
予-1	<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 地震に強いまちの形成 (略)</p> <p>第2 地震防災緊急事業五箇年計画 宮城県知事は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずる恐れがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を策定している。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 地震に強いまちの形成 (略)</p> <p>第2 地震防災緊急事業五箇年計画 宮城県知事は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずる恐れがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を策定している。</p> <p><u>なお、計画の策定にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮し、地域特有の課題や地理的条件についても考慮する。</u></p> <p><u>また、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。</u></p>	<p>➤ 「推進基本計画」の修正</p>																																								
予-1	<p>1 計画期間 (1) から (4) まで (略) (5) 第5次五箇年計画－平成28～<u>32</u>年度 (新設)</p>	<p>1 計画期間 (1) から (4) まで (略) (5) 第5次五箇年計画－平成28～<u>令和2</u>年度 <u>(6) 第6次五箇年計画－令和3～7年度</u></p>	<p>➤ 記述の適正化 ➤ 「第6次地震防災緊急五箇年計画」策定による修正</p>																																								
予-2	<p>[事業主体別事業計画額一覧] (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宮城県</th> <th>市町村</th> <th>消防本部等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5次計画</td> <td>108,287</td> <td>21,422</td> <td>2,492</td> <td>132,201</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		宮城県	市町村	消防本部等	合計	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第5次計画	108,287	21,422	2,492	132,201	(新設)					<p>[事業主体別事業計画額一覧] (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宮城県</th> <th>市町村</th> <th>消防本部等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5次計画</td> <td>108,287</td> <td>21,422</td> <td>2,492</td> <td>132,201</td> </tr> <tr> <td><u>第6次計画</u></td> <td><u>80,690</u></td> <td><u>6,312</u></td> <td><u>4,303</u></td> <td><u>91,305</u></td> </tr> </tbody> </table>		宮城県	市町村	消防本部等	合計	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第5次計画	108,287	21,422	2,492	132,201	<u>第6次計画</u>	<u>80,690</u>	<u>6,312</u>	<u>4,303</u>	<u>91,305</u>	<p>➤ 「第6次地震防災緊急五箇年計画」策定による修正</p>
	宮城県	市町村	消防本部等	合計																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
第5次計画	108,287	21,422	2,492	132,201																																							
(新設)																																											
	宮城県	市町村	消防本部等	合計																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
第5次計画	108,287	21,422	2,492	132,201																																							
<u>第6次計画</u>	<u>80,690</u>	<u>6,312</u>	<u>4,303</u>	<u>91,305</u>																																							
予-2	<p>3 登米市の五箇年計画 本市の「第<u>5</u>次地震防災緊急事業五箇年計画」は以下のとおりである。 第<u>5</u>次地震防災緊急事業五箇年計画（<u>全体</u>計画） 表（略）</p> <hr/>	<p>3 登米市の五箇年計画 本市の「第<u>6</u>次地震防災緊急事業五箇年計画」は以下のとおりである。 第<u>6</u>次地震防災緊急事業五箇年計画（<u>年次</u>計画） 表（略）</p> <p><u>※計画表の内容の更新</u></p>	<p>➤ 「第6次地震防災緊急五箇年計画」策定による修正 ➤ 記述の適正化 ➤ 表の修正</p>																																								
予-2	<p>第<u>5</u>次地震防災緊急事業五箇年計画（個別計画） 表（略）</p> <hr/> <p>なお、登米市における「第<u>5</u>次地震防災緊急事業五箇年計画」は、県計画に合わせて策定する予定である。</p>	<p>第<u>6</u>次地震防災緊急事業五箇年計画（個別計画） 表（略）</p> <p><u>※計画表の内容の更新</u></p> <p>なお、登米市における「第<u>6</u>次地震防災緊急事業五箇年計画」は、県計画に合わせて策定する予定である。</p>	<p>➤ 記述の適正化 ➤ 表の修正</p>																																								



登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	2 から 4 まで（略） 第 3（略）	2 から 4 まで（略） 第 3（略）	
	第 5 節（略）	第 5 節（略）	
予-13	第 6 節 建築物等の耐震化対策 第 1（略）	第 6 節 建築物等の予防対策 第 1（略）	▶ 記述の適正化
予-13	第 2 公共建築物 1（略） 2 市有建築物 市は、地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的被害の恐れのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要のある建築物については、補強工事等を行う。 なお、新築、改築の際には、耐震性の一層の確保に努める。	第 2 公共建築物 1（略） 2 市有建築物 市は、地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的被害の恐れのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診断の結果、耐震性が不足する建築物については、補強工事等を行う。 なお、新築、改築の際には、耐震性の一層の確保に努める。	▶ 記述の適正化
予-14	3 教育施設 (1) 及び (2)（略） (3) 水泳プールの防災機能等の維持・保全 災害時における防火用水及び飲料水を確保するため、水泳プールの耐震性の強化を図るとともに、浄水機能の整備を計画的に進めながら維持・保全に努める。	3 教育施設 (1) 及び (2)（略） (3) 水泳プールの防災機能等の維持・保全 災害時における防火用水及び飲料水を確保するため、水泳プールの耐震性の強化を図るとともに、 <u>維持・保全に努める。</u>	▶ 記述の適正化
	第 7 節（略）	第 7 節（略）	
予-23	第 8 節 危険物施設等の予防対策 第 1（略） (新設)  第 2（略） 第 3（略） 第 4（略） 第 5（略） 第 6（略） 第 7（略）	第 8 節 危険物施設等の予防対策 第 1（略） 第 2 各施設の予防対策 <u>各施設管理者は、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討するとともに、応急措置又は代替措置により、機能を速やかに回復することができるように計画を策定する。</u> <u>また、地震発生時の活動や防災組織との連携、周辺住民の避難対策について検討を行う。</u> 第 3（略） 第 4（略） 第 5（略） 第 6（略） 第 7（略） 第 8（略）	▶ 「県地域防災計画」の記述内容と整合を図る ▶ 条項ずれ

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
予-35	<p>第9節及び第10節（略）</p> <p>第11節 防災拠点の整備・充実</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 防災拠点の整備及び連携</p> <p>1 市は、災害対策本部となる登米市役所庁舎の機能強化を推進するとともに、庁舎が被災した場合を考え、災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。<u>基本的に代替施設は消防防災センターとする。</u></p> <p><u>また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察、消防、自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルートの確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。</u></p> <p><u>さらに市は、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。</u></p>	<p>第9節及び第10節（略）</p> <p>第11節 防災拠点の整備・充実</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 防災拠点の整備及び連携</p> <p>1 市は、災害対策本部となる登米市役所庁舎の機能強化を推進するとともに、庁舎が被災した場合を考え、災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める<u>ほか、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、公民館単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備・充実</u>に努める。</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
予-35	<p>2 <u>市は、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、防災活動拠点の整備充実</u>に努める。</p> <p><u>また、「道の駅」は、災害時における道路利用者等の一時避難所や、災害支援活動拠点としての機能について関係機関と協議し、整備を図る。</u></p>	<p>2 <u>国、県及び市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の修正</p>
予-35	<p>3 <u>市役所庁舎、各総合支所等の防災拠点施設において、電気・水道等のライフラインが停止した場合にも、パソコン、ファクシミリ、コピー等の事務用機器が使用可能な能力を有する自家発電設備の整備、水・燃料の備蓄、その他防災拠点機能を果たすために必要なバックアップ設備の整備、強化を進める。</u></p>	<p>3 <u>防災関係機関は、災害対策を講じる上で、重要となる拠点の耐震化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急復旧対策の実施に必要な防災拠点の整備・充実に努める。</u></p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
予-36	<p>第3 <u>防災用資機材等の整備・充実</u></p> <p>1 <u>市が整備する資機材</u></p> <p><u>（1）防災用資機材</u></p> <p><u>応急活動用資機材について、防災拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。</u></p> <p><u>また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備・充実に努める。</u></p> <p><u>（2）水防用資機材</u></p> <p><u>水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備・充実を図る。</u></p> <p><u>（3）防災特殊車両等</u></p> <p><u>災害対策に必要な特殊車両の整備・充実を図る。</u></p> <p><u>（4）化学消火薬剤等</u></p>	<p>第3 <u>防災拠点機能の確保・充実</u></p> <p>1 <u>市は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</u></p>	<p>▶ 「防災基本計画」の修正</p> <p>▶ 記述の適正化</p>

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<p><u>化学消火薬剤等の備蓄に努める。</u>  <u>なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、施設の相互利用も含め、あらかじめ連携・応援体制の整備に努める。</u></p>		
予-36	<p><u>2 防災関係機関</u>  <u>迅速かつ的確な災害応急対策の実施にあたり必要となる防災用資機材の整備充実を図る。</u></p>	<p><u>2 市は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常通信手段の確保を図る。</u></p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
予-36	<p>(新設)</p>	<p><u>3 市は、災害対策本部となる登米市役所迫庁舎が被災した場合を想定し、災害対策本部機能の代替施設の確保に努め、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。</u>  <u>庁舎が被害を受けた場合の代替施設は次のとおりである。</u>  <u>代替施設優先順位</u>  <u>(1) 登米市消防防災センター 登米市迫町森字平柳 25 番地</u>  <u>(2) 登米市石越防災センター 登米市石越町南郷字愛宕 81 番地</u></p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
予-36	<p>(新設)</p>	<p><u>4 市は、災害時に住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品などの備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援を検討するよう努める。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-36	<p>(新設)</p>	<p><u>5 市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-37	<p>(新設)</p>	<p><u>第4 防災用資機材等の整備・充実</u>  <u>1 市が整備する防災用資機材</u>  <u>(1) 防災用資機材</u>  <u>応急活動用資機材の整備・充実について、防災拠点の整備と関連づけて整備・充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実にも努める。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-37	<p>(新設)</p>	<p><u>(2) 水防用資機材</u>  <u>地震発生時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次被害等被害の拡大防止に資する資機材の整備・充実を図る。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-37	<p>(新設)</p>	<p><u>(3) 防火特殊車両等</u>  <u>災害対策に必要な車両等の整備・充実を図る。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
予-37	(新設)	<p><u>(4) 化学消火薬剤等</u>  <u>化学消火薬剤等の備蓄に努める。</u>  <u>なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、施設の相互利用も含め、あらかじめ連携・応援体制の整備に努める。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-37	(新設)	<p><u>第5 防災用資機材の確保対策</u>  <u>1 地域内での確保対策</u>  <u>市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動に必要な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。</u>  <u>なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と念慮の優先供給についての協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-37	(新設)	<p><u>2 備蓄困難な資機材の確保対策</u>  <u>県及び市は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-37	(新設)	<p><u>3 防災備蓄拠点の整備</u>  <u>県及び市は、スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-37	(新設)	<p><u>4 救助用重機の確保対策</u>  <u>県及び市は、都市部における地震対策において、倒壊建物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれらの大型重機の確保に努める。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-37	<p><u>第4 消防用資機材の確保対策</u>  <u>第5 防災用ヘリポートの整備</u></p>	<p>(削除) (削除)</p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-38	<p>第12節 相互応援体制の整備  第1 (略)  第2 相互応援体制の整備  1 受入れ体制の整備  (略)</p>	<p>第12節 相互応援体制の整備  第1 (略)  第2 相互応援体制の整備  1 受入れ体制の整備  (略)</p>	<p>▶ 「推進基本計画」の修正</p>



登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<p>市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2及び3 （略）</p>	<p><u>なお、資機材、人員等の配備手配にあたっては、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。</u></p> <p><u>また、</u>市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2及び3 （略）</p>	
予-39	<p>第3 他市町村等との相互応援協定</p> <p><u>1 近隣市町との連携強化</u></p> <p>市は、近隣市町との連携を強化し、災害時の適切な相互協力が図るよう努める。特に、河川の総合的治水対策の推進、災害時における通勤・通学者の「安否情報」の交換、行政境界地域における「災害時広報」や「避難場所」の相互提供、物資・人員等の相互応援などについて、定期的に情報交換及び訓練を実施するとともに、必要なマニュアルの整備等を進める。</p>	<p>第3 <u>市町村間の応援協定</u></p> <p>（削除）</p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-39	<p><u>2 相互応援協定の締結等</u></p> <p>市町村の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、市長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合、次の事項に留意し、実践的な内容にする。</p> <p><u>(1) 連絡体制の確保</u></p> <p>ア <u>災害時における連絡担当部局の選定</u></p> <p>イ <u>夜間における連絡体制の確保</u></p> <p><u>(2) 円滑な応援要請</u></p> <p>ア <u>主な応援要請事項の選定</u></p> <p>イ <u>被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達</u></p>	<p><u>1 相互応援協定の締結等</u></p> <p>市___の行政機能の喪失は著しい低下への対策も含め、__市町村間___の応援・協力活動等が円滑に行われるように、市__は必要に応じて事前に災害時の相互応援協定に関する協定を締結する。</p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p> <p>▶ 条項ずれ</p>
予-39	<p><u>3 広域市町村間の相互応援協定</u></p> <p>市は、災害時における「宮城県市町村相互応援協定」に基づき、___平常時から連携強化を図り、相互応援体制の確立に努める。</p>	<p><u>2 県内全市町村との相互応援協定</u></p> <p>市は、災害時における「宮城県市町村相互応援協定」に基づき、<u>県及び県内他市町村と</u>平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。</p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p> <p>▶ 条項ずれ</p>
予-39	<p><u>4 県外市町村間の相互応援協定</u></p> <p>市は、相互応援協定の締結に<u>当たり</u>、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、<u>県外</u>市町村との間の協定締結も考慮する。</p>	<p><u>3 遠方の市町村間の相互応援協定</u></p> <p>市は、相互応援協定の締結に<u>あたり</u>、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被害の観点から、<u>遠方に所在する</u>市町村との間の応援協定も考慮する。</p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p> <p>▶ 条項ずれ</p>

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
予-39	<u>5</u> (略)	<u>4</u> (略)	▶ 条項ずれ
予-39	<u>6</u> <u>訓練及び情報交換の実施</u>	(削除)	▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る
予-39	<u>7</u> <u>関係機関・自衛隊・他自治体等への応援要請及び受け入れ体制の整備</u>	(削除)	▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る
予-39	(新設)	<u>第4</u> <u>消防機関における消防相互応援体制等の整備</u> 市は、「宮城県広域消防相互応援協定」、「宮城県航空消防応援協定」及び「宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定」に基づき、防災訓練を通じ、消防相互応援体制の実効性確保に努める。 また、「宮城県緊急消防援助隊受援計画（平成29年4月）」に基づき、緊急消防援助隊の派遣要請や緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の整備を図る。	▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る
予-40	<u>第4</u> <u>民間団体・事業者等との応援協定等</u> <u>1</u> <u>民間団体・事業者等との災害時協力体制の強化</u> 市は、災害時の人員、応急資機材、救援物資、緊急輸送等における協力活動を迅速かつ効率的に行えるよう、現在協定を締結している民間団体、事業者等と災害時における応援協力マニュアルの策定を行うなど、協力体制の強化を図る。 <u>2</u> <u>民間団体・事業者等との応援協定先の拡充</u> 市は、災害時における緊急を要する広報活動、道路交通困難時の情報収集活動、傷病者・人員・資機材・物資等の輸送活動、その他、市及び防災関係機関が行う救援・救護活動や復旧活動を迅速かつ効率的に行えるよう、関係団体・事業者等との応援協定締結先の拡充を図る。 <u>3</u> <u>ライフライン災害時の連携</u> 市は、災害が発生した場合における、施設被害の最小化、二次災害発生防止、効率的な復旧の実施等を図るため、電気、電話及び水道の各施設所管機関の実務担当者間においては、平常時から情報交換を密にし、連携体制を確立する。	<u>第5</u> <u>関係団体との連携強化</u> 市は、平常時からその所管事務に係る関係団体との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ活動拠点を確保し訓練を実施するほか、訓練等を通じて、災害時の連絡体制、要請手続きの確認、関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進め、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。 また、民間事業者に委託可能な災害時に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力の活用を図る。	▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る
予-41	第13節 緊急輸送体制の整備 第1 目的 大規模な地震災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となることから、市はあらかじめ緊急輸送 <u>路</u> 、輸送体制について定めておく。	第13節 緊急輸送体制の整備 第1 目的 大規模な地震災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となることから、市はあらかじめ緊急輸送 <u>道路</u> 、輸送体制について定めておく。	▶ 記述の適正化

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
予-41	<p>第2 緊急輸送道路の確保 1及び2 (略) 3 <u>警察、その他関係機関との連携</u> <u>災害時における緊急輸送環境を整備するため、臨時交通規制用資機材の整備・調達協力、う回路設定計画等について、市は警察、その他関係機関と協議し、その連携体制を確立する。</u></p>	<p>第2 緊急輸送道路の確保 1及び2 (略) 3 <u>交通規制等交通管理体制の整備</u> <u>警察は、災害時の交通規制を行うために定める緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備事業又は交通管理対策に関して定める。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-41	<p>(新設)</p>	<p><u>(1) 交通規制計画</u> <u>災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、あらかじめ交通規制計画及び交通管制センター運用計画を策定する。</u> <u>交通規制計画の策定にあたっては、次に掲げる道路について、道路管理者と連携の上、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する県警察等との交通規制計画と整合性のとれた計画を策定する。</u> <u>ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路</u> <u>イ 避難路、緊急交通路その他の防災上重要な幹線道路</u> <u>ウ 高速自動車国道等（インターチェンジについては個々のインターチェンジごと）</u> <u>エ 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路</u> <u>オ 津波の襲来、崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路</u> <u>カ 災害発生時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路</u> <u>キ その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-41	<p>(新設)</p>	<p><u>(2) 交通管理体制及び交通規制計画を策定しておく必要のある道路</u> <u>ア 緊急復旧体制の確立</u> <u>災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通施設について、耐震性の確保と倒壊、破損等被害を受けた場合の緊急復旧体制の確立を図る。</u> <u>イ 交通規制資機材の整備</u> <u>災害発生時の交通規制を円滑に行うため、交通規制資機材の整備を図るとともに、警備業者等による交通誘導の実施やレッカー業者等による放置車両等の撤去の実施等応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害補償、訓練の実施方法等について事前に協議を行い、協定等の締結に努める。</u> <u>ウ 信号機滅灯対策の推進</u> <u>道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
予-41	(新設)	<p><u>(3) 災害発生時の運転者の義務の周知</u>  <u>災害発生時において、災害応急対策等に必要な人員、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合の「できる限り安全な方法により車両を左側に停止させる」、「津波から避難するためやむを得ない場合を除き避難のために車を利用しない」といった車両運転者の義務等について周知を図る。</u></p>	▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る
予-41	(新設)	<p><u>第3 臨時ヘリポートの確保</u>  <u>市内の臨時ヘリポートは、災害時に有効利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図る。</u>  <u>災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。</u></p>	▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る
予-41	<p><u>第3 緊急輸送体制の整備</u>  <u>1 緊急通行車両等の事前届出</u>  <u>警察署が大規模災害時における緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握し、災害発生時における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図れるよう、市は、市有車両、調達車両及び業務の委託並びに協定等に伴い、必要となる車両について、佐沼警察署及び登米警察署に対し、事前届出を行う。</u>  <u>2 緊急輸送手段の確保</u>  <u>3 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化</u>  <u>4 緊急通行車両等事前届出済証</u></p>	<p><u>第4 緊急輸送体制</u>  <u>1 緊急通行車両に係る確認手続き</u>  <u>緊急通行車両に対しては、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき知事又は公安委員会が緊急通行車両証明書及び標章を交付するが、あらかじめ必要な車両をリストアップし、警察署に対し事前届け出を行い、発災後に速やかな交付が可能となるよう準備しておくものとする。</u>  (削除)  (削除)  (削除)</p>	▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る
予-43	<p><u>第14節 医療救護体制</u> _____ <u>の整備</u>  <u>第1 目的</u>  <u>大規模な地震災害時には、同時に多数のけが人が出ることが予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な医療救護活動ができなくなる恐れがある。</u>  <u>このため、市は県及び医療関係機関と緊密な連携を図りながら市民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。</u></p>	<p><u>第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</u>  <u>第1 目的</u>  <u>大規模な地震災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な医療救護活動が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。</u>  <u>このため、市は県及び医療関係機関と緊密な連携を図りながら市民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。</u>  <u>また、大規模災害時における避難所等の高齢者・障がい者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。</u></p>	▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る
予-43	<p><u>第2 医療救護体制</u> _____  <u>1 市立病院等の連携体制の確立</u>  <u>(1) 市内には、市立の3病院4診療所があり、この内、登米市民病院については県から災害拠点病院として指定されている。災害時における医療救護活動は、</u></p>	<p><u>第2 医療救護体制の整備</u>  <u>1 市の役割</u>  <u>(1) 保健医療救護活動の担当部門の設置</u>  <u>市は、震災が発生したときに円滑な保健医療救護活動を実施するため、病院、</u></p>	▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<p><u>この登米市民病院を中心に各市立病院・診療所及び民間病院・診療所の協力のもと、連携を図って対応する体制を維持する。</u></p> <p><u>また、ライフライン寸断時にも診療能力を維持するための電気、水を確保できるように、自家発電装置、受水槽等の耐震化を促進する。</u></p>	<p><u>救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法、県地域保健医療調整本部への連絡方法、災害対策本部内の保健医療救護班を担当する部門及び責任者をあらかじめ決めておく。</u></p>	
予-43	<p>(2) <u>災害時における円滑な医療救護活動を実施するため、災害対策本部に医療救護担当部門を設置し、責任者をあらかじめ決めておく。</u></p>	<p>(2) <u>医療救護所の指定</u></p> <p><u>ア 市は、登米市医師会等医療関係機関の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に担当する応急処置等を行うための「医療救護所」を指定する。さらに重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。</u></p> <p><u>イ 市は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、県地域保健医療調整本部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-43	<p><u>2 広域的な連携体制の確立</u></p> <p>(1) <u>大規模な地震災害時には、市内の医療機関だけでは対応することが困難な状況となると考えられることから、赤十字病院を初めとした県の医療救護班の派遣要請及びDMA Tの派遣要請など広域的な連携体制を確立する。</u></p> <p>(2) <u>県が設置した県災害医療本部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。</u></p> <p>(3) <u>福祉避難所や福祉施設において医療救護の支援が必要となるときは、県地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画をあらかじめ策定しておく。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-43	<p><u>3 登米市医師会等との連携</u></p> <p><u>登米市医師会、登米市歯科医師会等との連携を強化し、活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、災害時の協定の締結、災害時マニュアルの作成、マニュアルに基づく訓練の実施、トリアージ技術等の研修の実施などを進め、災害時の迅速かつ適切な医療救護体制の確立を図る。</u></p>	<p>(3) <u>地域医療関係機関との連携体制</u></p> <p><u>市は、災害時応援協定を締結している、登米市医師会、登米市薬剤師会等と活動体制や内容について事前に協議し、災害時には円滑に活動できるよう体制の構築に努める。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-44	<p><u>4 救護所における人員確保</u></p> <p><u>市は、災害発生直後の医療救護活動の拠点となる施設（救護所）の確保を図るとともに、各救護所において迅速かつ適切な医療救護を行うため、次の人員を基準として確保を図る。</u></p> <p><u>表 (略)</u></p>	<p>(4) <u>医療救護班の編成</u></p> <p><u>ア 市は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては、登米市医師会、登米市薬剤師会、病院等医療機関の協力を得る。市独自で医療救護班の編成が困難な場合は、東部保健福祉事務所登米地域事務所（石巻保健所登米支所）の協力のもと、広域圏で編成する。</u></p> <p><u>イ 市等で編成された医療救護班については、東部保健福祉事務所登米地域事務所（石巻保健所登米支所）へ報告する。変更した場合も同様とする。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
予-44	(新設)	<u>(5) 応急救護設備の整備と点検</u> 市は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう <u>応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。</u>	▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る
予-44	<u>5 心のケア体制の整備</u> 市は、 <u>県、登米市医師会と連携・協力して、精神科救急医療体制の確立を図る。</u>	(削除)	▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る
予-44	<u>6 在宅要医療患者の医療救護体制</u> (1) <u>市及び県は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように医療体制を整備する。</u>	<u>2 在宅要医療患者の医療救護体制</u> (1) <u>県及び市は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核等の在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を整備する。</u>	▶ 記述の適正化 ▶ 条項のずれ
予-44	(2) <u>医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について市及び患者に周知する。また、被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。</u>	(2) <u>医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について市及び患者に周知する。被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。</u>	
予-44	(新設)	<u>第3 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備</u> <u>1 災害時情報伝達手段の確保</u> (1) <u>市は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等を含めた複数の通信手段の整備に努める。</u> (2) <u>災害拠点病院は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。</u> (3) <u>救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等を含めた複数の通信手段の保有に努める。</u>	▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る
予-44	(新設)	<u>2 医療救護活動に関する情報連絡体制</u> (1) <u>情報の共有</u> <u>ア 市は、県地域保健医療調整本部の求めにより、市内の医療救護に関する情報を報告する。</u> <u>イ 県地域保健医療調整本部は、管内の医療機関に関する情報を収集、整理し、県保健医療調整本部ほか関係機関と情報を共有する。</u>	▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
予-44	(新設)	<p>(2) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）による連絡体制等</p> <p>ア 医療機関の被災状況及び傷病者の受入の可否などの把握は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）により行う。あらかじめ医療機関の被災状況及び活動状況等の事項について定めておく。</p> <p>イ 県保健医療調整本部及び地域保健医療調整本部は、DMATの活動状況について、広域災害救急医療情報システム（EMIS）による情報収集に加え、直接DMATなどの医療救護活動チームからの支援情報を収集し、関係機関と情報を共有する。</p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-44	<p>8 災害対策用備蓄医薬品の配備</p> <p>9 県指定医薬品販売業者等との協力体制</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-44	(新設)	<p>第4 医薬品等の備蓄・供給体制</p> <p>1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備</p> <p>市は、登米市薬剤師会と締結した災害時の医薬品供給に関する協定に基づき、医療救護活動に必要な医薬品等を迅速に供給できるよう、登米市薬剤師会とあらかじめ協議し、連絡体制を整備しておく。</p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-44	(新設)	<p>2 薬剤師の確保</p> <p>市は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、登米市医師会や登米市薬剤師会とあらかじめ協議しておく。</p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-44	(新設)	<p>第5 福祉支援体制の整備</p> <p>大規模な災害時には、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障がい者、乳幼児等の福祉支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。</p> <p>このため、宮城県災害福祉ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤として、広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障がい者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職員から構成される災害派遣福祉チーム（DWT。以下「災害派遣福祉チーム」という。）の派遣体制の整備に努める。</p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-44	(新設)	<p>1 災害派遣福祉チームの体制整備</p> <p>(1) 災害派遣福祉チームの派遣スキーム</p> <p>災害派遣福祉チームの派遣スキームは次のとおりとする。</p> <p>(スキーム図 略)</p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
予-44	(新設)	<p><u>(2) 災害派遣福祉チームの体制における役割（平時）</u></p> <p><u>ア 県の役割</u></p> <p>① <u>災害派遣福祉チームへの職員の派遣を求めるために、社会福祉法人等への協力を依頼し、職員の派遣に関する協定を締結する。</u></p> <p>② <u>災害時における災害派遣福祉チームの相互派遣が実施できるよう、他の都道府県との連携体制の整備を行う。</u></p> <p>③ <u>災害派遣福祉チームに関する周知・啓発のための活動を行う。</u></p> <p><u>イ 宮城県社会福祉協議会（宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局）の役割</u></p> <p>① <u>社会福祉法人等からのチームに派遣する者として届出のあった者について、チーム員名簿に登録する。</u></p> <p>② <u>災害派遣福祉チームに関する研修を行う。</u></p> <p><u>ウ 市の役割</u></p> <p>① <u>市地域防災計画などにおいて災害派遣福祉チームの役割を規定し、避難所の運営体制等を整備する。</u></p> <p>② <u>災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練を実施する。</u></p> <p><u>エ 宮城県災害広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割</u></p> <p><u>福祉関係団体等を構成する法人、施設等に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣等のチームの活動に関する協力について呼びかけを行う。</u></p> <p><u>オ 災害派遣福祉チームへの派遣に関する協定を締結した法人、施設等（以下「協力法人施設」という。）の役割</u></p> <p><u>チーム員に対する研修への職員の派遣など災害派遣福祉チームの活動に関する協力を行う。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>



登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
予-44	(新設)	<p><u>(3) 災害派遣福祉チームの体制における役割（災害時）</u></p> <p><u>ア 県の役割</u></p> <p><u>① 市町村のチーム派遣要請を受け、情報収集を行い、災害派遣福祉チームの派遣の決定を行う。</u></p> <p><u>② 協力法人施設に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣を要請。</u></p> <p><u>イ 宮城県社会福祉協議会（宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局）の役割</u></p> <p><u>① 協力施設法人に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣についての事前調整を行う。</u></p> <p><u>② 派遣可能な職員による災害派遣福祉チームの編成を行う。</u></p> <p><u>③ 災害派遣福祉チームとの連絡調整など災害派遣福祉チームの活動をサポートする。</u></p> <p><u>ウ 市の役割</u></p> <p><u>避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。</u></p> <p><u>エ 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割</u></p> <p><u>宮城県及び宮城県社会福祉協議会が実施する災害派遣福祉チームの本部機能について支援を行う。</u></p> <p><u>オ 協力法人施設の役割</u></p> <p><u>可能な限り、県からの要請に応じ、災害派遣福祉チームに職員を派遣する。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-44	(新設)	<p><u>2 災害派遣福祉チームの体制の整備に関する研修等の実施</u></p> <p><u>宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会は、災害派遣福祉チームの活動が円滑に行われるよう、チーム員に対する研修を実施する。</u></p> <p><u>また、発災時に避難所等において災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう、防災訓練等への参画を行う。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-45	<p>第15節 火災予防対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 出火<u>節</u>、火災予防の徹底</p> <p>地震災害時の出火要因には、熱源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、火災の発生が予想される。<u>このため、市及び消防本部は出火につながる要因を分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。</u></p>	<p>第15節 火災予防対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 出火<u>防止</u>、火災予防の徹底</p> <p>地震災害時の出火要因には、熱源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、火災の発生が予想される。</p> <p>市民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地</p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p> <p>▶ 記述の適正化</p>

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<p>市民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震災害時における出火を防止する。</p> <p>1 <u>一般住宅に対する防火指導</u>  <u>（1）火災の発生は、発生件数からも一般住宅が大半を占め、地震による出火も同様である。消防本部は、一般住宅の所有者等の協力を得て住宅防火診断等を行い、また、耐震安全装置付き石油燃焼器具の使用促進を指導し、地震時における出火防止に努めるとともに、通常での火災予防においても、住宅用防災機器の設置を推進するなどの指導の強化を図る。</u>  <u>（2）市及び消防本部は、地域の自主防災組織等を通じて住民や事業所の従業員に消火器具等の消防用設備等の取扱い指導を徹底し、初期消火活動の重要性について普及・啓発を図り、有事における消火活動の円滑化に努める。</u></p>	<p>震災害時における出火を防止する。</p> <p>1 <u>防災教育の推進</u>  <u>市は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなど防災教育を推進する。</u></p>	
予-45	<p>2 <u>防火対象物の防火体制の強化推進</u>  <u>（1）火災発生及び延焼拡大を防止するため、不特定多数の者が利用する防火対象物に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防用設備及び防災性能を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な消防体制の強化を指導する。</u>  <u>（2）消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途・特殊性等に応じ、計画的に予防査察を実施し、常に市内の防火対象物の実態把握に努めるとともに、火災発生危険要因の排除を図り、予防対策の効果的指導を行うよう努める。</u></p>	<p>2 <u>火気使用設備・器具の安全化</u>  <u>市は、火災予防条例に基づき、耐震安全装置付き石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及、火気使用設備・器具の点検、整備についての指導を行う。</u></p>	▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る
予-45	<p>3 <u>危険物や高圧ガス施設の防火体制</u>  <u>（1）消防法の規制を受ける危険物や高圧ガス施設の所有者等に対して、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置・危険物取扱者等に対する保安教育などを計画的に実施し、当該危険物施設等の安全確保に努めるよう指導する。</u>  <u>（2）危険物や高圧ガス施設に対して年間査察計画に基づき立入検査を実施し、災害防止の上で必要と思われる事項については助言又は指導の徹底を図る。</u>  <u>（3）火災予防条例に規定される少量の危険物・特殊可燃物の管理及び取扱いについて、施設管理者等に火災予防に関しての自覚を促し履行するよう指導する。</u></p> <p>4 <u>化学薬品からの出火防止</u>  <u>化学薬品を取扱う学校、病院等の立入検査を定期的実施し、可燃物への転倒・落下防止措置等の保管の適正化を指導する。また、事業所等に対しても実態調査等を行い、個別的、具体的な安全対策の指導を行う。また、各事業所（施設管理者）は、自らの出火防止や安全対策に努める。</u></p>	<p>3 <u>出火防止のための査察指導</u>  <u>市は、火災による人命への影響が極めて高い大型ショッピング施設、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入り検査を実施し、火気使用設備・器具への可燃物の転倒・落下防止装置、震災時における従業員の対応等について指導する。</u></p> <p>(削除)</p>	▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
予-46	<p><u>5 不燃化の促進</u>  <u>火災による被害の軽減を図るとともに、災害時の避難路として、沿道の不燃化の誘導促進及び住宅密集地における不燃化への建て替えを働きかけていく。</u></p>	(削除)	▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る
予-46	<p><u>6 出火防止知識の普及・意識の高揚</u>  <u>各家庭及び事業所における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を行い、自主防災意識の高揚を図る。</u>  <u>また、市民及び事業所は、市・消防本部等の指導・改善措置に協力し、自らの出火防止に努める。</u></p>	<p><u>4 初期消火体制の強化</u>  <u>家庭、事業所及び地域等にあっては自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。</u></p>	▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る
予-46	<p>第3 消防力の強化</p> <p>1 <u>消防施設・設備の整備</u></p> <p>(1) <u>消防資機材及び装備品の整備</u>  <u>市及び消防本部は、消火活動に必要な車両、資機材及び無線機等の装備品の整備促進に努める。</u></p> <p>(2) <u>初期消火資機材の普及</u>  <u>震災時における同時多発火災を防止するためには、家庭や事業所等における地域ぐるみの出火防止と初期消火が重要となる。このため、今後も引き続き、それぞれの形態に応じた初期消火資機材の普及及び相互の連携等について指導する。</u></p> <p>(3) <u>消防用設備等の適正な維持管理</u>  <u>防火対象物に設置される消防用設備等については、過去の災害事例や調査研究データを参考にしながら、災害発生時にも有効にその機能が発揮されるよう、適正な維持管理について、さらに指導の徹底を図る。また、要配慮者や不特定多数の人を収容する社会福祉施設等については、特に防災管理面の指導を行っていく。</u></p> <p>(4) <u>消防水利の整備</u>  <u>消防水利には、消火栓・防火水槽のほか河川・池などの自然水利、プールなどの人工水利があるが、震災時には地盤の変動による水道管の破損などにより消火栓の使用が制限されることが予測されることから、次の施策を積極的に進め、必要量の水の確保に努める。</u></p>	<p>第3 消防力の強化</p> <p>1 <u>消防資機材の整備</u></p> <p>(1) <u>車両及び資機材等の整備促進</u>  <u>市は、県の指導を得て、消火活動に必要な車両及び資機材等の整備促進について努める。</u>  <u>なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、令和3年度を初年度とする第6次宮城県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備促進を図る。</u></p> <p>(2) <u>燃料供給体制の構築及び自家発電整備の推進</u>  <u>市は県と連携し、消防車両等の需要車両に対する燃料の優先的な供給体制の構築及び停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実や署所における自家発電設備の整備を促進する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<p><u>ア 上水道対策は、緊急給水上も重要であることから、水道施設の耐震化を図るとともに、消火栓の機能拡大にも努める。</u></p> <p><u>イ 消防水利の基準に基づき、消火栓及び防火水槽を年次計画により新設・増設に努める。特に、防災拠点には耐震性貯水槽の配備に努める。</u></p>		
予-47	<p>2 消防団の育成</p> <p><u>消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等を始めとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきた。</u></p> <p><u>このため、市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。</u></p> <p><u>(1) 消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、ひいては消防団への参加・協力の環境づくりを推進する。</u></p> <p><u>(2) 消防団員数が減少傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団員の確保に努めるとともに、消防団拠点施設の整備及び機械器具等の更新並びに消防団員の制服や活動服の導入等の改善を図り、入団の促進に努める。</u></p> <p><u>また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。</u></p> <p><u>(3) 市は、施設・設備の充実に努め、場合によっては県に財政援助を要請する。</u></p>	<p>2 消防団の育成</p> <p><u>市は、以下の観点から消防団員の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。</u></p> <p><u>(1) 消防団員の知識・技能等をより地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進する。</u></p> <p><u>(2) 消防団員数が減少傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、将来の消防の担い手となる子供に対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。</u></p> <p><u>(3) 市は、県の指導を得て、施設・設備の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合の備え等について積極的な財政援助を要請する。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-47	<p>3 <u>自主防災組織・自衛消防組織等「地域消防力」の強化</u></p> <p><u>同時多発的な出火が想定される大規模地震及び市街地大規模火災においては、初期消火の成否が延焼火災の発生を防止する決め手となることから、自主防災組織や事業所自衛消防組織が中核となって、地域としての消防力強化を推進する。</u></p>	<p>3 <u>連携強化</u></p> <p><u>市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-47	<p>(新設)</p>	<p>4 <u>消防用機械・資機材の整備</u></p> <p><u>市は、消防用ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-47	<p>4 <u>広域消防応援体制</u></p> <p><u>大規模災害時に相互に応援活動を行うため、広域消防応援協定等を基本に、複数の消防本部合同の消火・救助訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図る。また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体</u></p>	<p>5 <u>広域消防応援体制の整備</u></p> <p><u>市は、広域応援体制を構築するため、応援する立場、応援を受け入れる立場それぞれの対応計画を具体的に立案する。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化する。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<u>的に立案する。</u>		
予-47	(新設)	<p><u>第4 消防水利の整備</u>  <u>大規模地震災害時には、消防施設等も被害を受け、消防水利を十分確保することができないことが予想されるため、市は、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池、用排水路等を消防水利としての活用、これらの施設整備を促進する。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-47	<p>第4 消防計画の充実強化  災害発生時において、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な<u>警防</u>活動を行うための<u>活動体制、活動要領の基準等を定める消防計画の一層の充実を図る</u>。</p>	<p>第5 消防計画の充実強化  災害発生時において、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な<u>消防</u>活動を行うための<u>市消防計画について、県の指導助言を得て、組織・施設の整備拡充が図られるよう見直しを行う。</u></p>	<p>▶ 記述の適正化  ▶ 条項ずれ</p>
予-48	<p>第16節 避難対策  第1及び第2 (略)  第3 指定緊急避難場所の確保  1及び2 (略)</p>	<p>第16節 避難対策  第1及び第2 (略)  第3 指定緊急避難場所の確保  1及び2 (略)</p>	
予-48	<p>3 指定緊急避難場所の指定基準  (略)  (2) <u>当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。</u>  また、上記基準のほか、次の条件に留意する。  (3) から (8) まで (略)</p> <p>(新設)  (新設)  (新設)  (新設)  (新設)</p>	<p>3 指定緊急避難場所の指定基準  (略)  (2) <u>構造条件：当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。</u>  また、上記基準のほか、次の条件に留意する。  (3) から (8) まで (略)  <u>(9) 夜間照明及び情報機器等を備えていること。</u>  <u>(10) 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。</u>  <u>(11) 指定緊急避難所及びその周辺で、2日間程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。</u>  <u>(12) 被害情報入手に資する情報機器（緊急告知ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。</u>  <u>(13) 積雪寒冷地においては、屋内空間を備えた避難場所の確保が望ましい。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る  ▶ 記述の適正化  ▶ 「推進基本計画」の修正</p>

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
予-50	<p>第4 避難所の確保</p> <p>1から3まで（略）</p> <p>4 指定避難所の施設・設備の整備</p> <p>(1) 指定避難所の施設の整備</p> <p>市は、指定避難所において貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、<u>簡易ベッド</u>、非常用電源、PHS電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。</p>	<p>第4 避難所の確保</p> <p>1から3まで（略）</p> <p>4 指定避難所の施設・設備の整備</p> <p>(1) 指定避難所の施設の整備</p> <p>市は、指定避難所において貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、<u>段ボールベッド</u>、簡易ベッド、非常用電源、PHS電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。<u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>▶ 記述の適正化</p> <p>▶ 「推進基本計画」の修正</p>
予-50	<p>(2) 物資等の備蓄</p> <p>市は、指定避難所又は備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、<u>パーティション</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて、要配慮者、女性、子供</u>にも配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</p>	<p>(2) 物資等の備蓄</p> <p>市は、指定避難所又は備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、<u>簡易ベッド</u>、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、発熱剤入り非常食等防寒対策に必要な物資、</u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて、要配慮者、女性、子供、<u>食物アレルギーを有する者等</u>にも配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</p>	<p>▶ 記述の適正化</p> <p>▶ 「推進基本計画」の修正</p> <p>▶ 「防災基本計画」の修正</p>
予-50	<p>5 避難所の運営・管理</p> <p><u>避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成28年4月改定)</u>を参考にしながら、避難所における<u>生活環境のより一層の向上を図るため</u>、専門家、との定期的な情報交換に努める。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p>	<p>5 避難所の運営・管理</p> <p><u>市及び避難所運営者は、</u>避難所の運営・管理にあたって、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月策定)を参考にしながら、避難所における<u>良好な生活環境継続的な確保のために、</u>専門家<u>NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努める。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p>	<p>▶ 記述の適正化</p> <p>▶ 「防災基本計画」の修正</p>
予-50	<p>(1) から (4) まで（略）</p> <p>(5) 運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月<u>策定</u>)等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成しておく。</p>	<p>(1) から (4) まで（略）</p> <p>(5) 運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月<u>策定</u>)等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成しておく。</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
予-51	<p>(6) から (9) まで（略）</p> <p>(10)（略）</p>	<p>(6) から (9) まで（略）</p> <p>(10)（略）</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<p>県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和2年6月_____）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努めること。</p> <p>(11) (略)</p>	<p>県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和2年6月<u>策定</u>）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努めること。</p> <p>(11) (略)</p>	
予-51	<p>5 及び 6 (略)</p> <p>7 福祉避難所の確保</p> <p>(1) 福祉避難所の<u>整備及び指定</u></p> <p>市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者_____等の要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して生活ができるよう配慮がなされた施設や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定避難所を指定し、整備するように努める。_____</p> <p>また、市は、福祉避難所として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するように努める。</p> <p>(2) から (4) まで (略)</p> <p>8 広域避難対策 (略)</p>	<p>5 及び 6 (略)</p> <p>7 福祉避難所の確保</p> <p>(1) 福祉避難所の<u>指定及び整備</u></p> <p>市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して生活ができるよう配慮がなされた施設や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定避難所を指定し、整備するように努める。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p> <p>また、市は、福祉避難所として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するように努める。</p> <p>(2) から (4) まで (略)</p> <p>8 広域避難対策 (略)</p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>
予-52	<p>第5 避難路の確保</p> <p>1 避難路の指定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 十分な幅員があること。<u>(6 m以上が原則)</u></p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>2 避難路等の整備 (略)</p>	<p>第5 避難路の確保</p> <p>1 避難路の指定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 十分な幅員があること。_____</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p><u>(4) 避難所から避難場所への避難経路、積雪寒冷地においては、防寒機能を備えた屋内の二次避難の経路等</u></p> <p>2 避難路等の整備 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>
予-53	<p>第6 避難行動要支援者の支援方策</p> <p>1 から 3 まで (略)</p>	<p>第6 避難行動要支援者の支援方策</p> <p>1 から 3 まで (略)</p>	<p>➤ 「県地域防災計画」の記載内容と</p>

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<p>4 在宅者対応                      (1) (略)                      (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 外国人等への対応 (略)</p>	<p>4 在宅者対応                      (1) (略)  <u>(2) 避難支援に配慮した方策の検討</u>                      市は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示するなど、避難支援に配慮した方策の検討も行う。</p> <p><u>(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応</u>                      市は県と連携し、在宅人工呼吸器使用者について、情報の把握及び災害時個別支援計画の策定を支援するなど、対策強化を図る。</p> <p>(4) (略)</p> <p>5 外国人等への対応 (略)</p>	<p>整合を図る</p>
予-54	<p>(新設)</p>	<p><u>第7 消防機関等の対応</u></p> <p><u>1 救助・救急活動の実施体制の確保</u>                      市及び県は、市の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて適切な助言等を行うものとする。                      なお、救助・救急活動の実施体制の整備にあたっては、孤立するおそれのある地域への救助・救急活動についても考慮する。</p> <p><u>2 消防職員の安全確保対策</u>                      職員の安全確保については、強い揺れを感じたとき又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、安全な場所へ避難する事を原則とする。</p>	<p>➤ 「推進基本計画」の修正</p>
予-54	<p>第7 教育機関における対応                      1及び2 (略)</p>	<p>第8 教育機関における対応                      1及び2 (略)</p>	<p>➤ 条項ずれ</p>
予-54	<p>第8 避難計画の作成</p> <p>1 市は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。  <u>また、ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。</u>  <u>なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</u>                      (略)</p>	<p>第9 避難計画の策定</p> <p>1 市は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。  <u>なお、積雪寒冷地においては、避難経路上の積雪や凍結等による避難開始時刻の遅れや避難速度の低下を考慮する。</u>  <u>防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</u>                      (略)</p>	<p>➤ 条項ずれ                      ➤ 記述の適正化                      ➤ 「推進基本計画」の修正</p>



登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	2及び3（略）	2及び3（略）	
予-55	<p>第9（略）</p> <p>第10（略）</p> <p>第11（略）</p> <p>第12（略）</p>	<p>第10（略）</p> <p>第11（略）</p> <p>第12（略）</p> <p>第13（略）</p>	▶ 条項ずれ
予-56	(新設)	<p>第14 <u>被災者等への情報伝達体制等の整備</u></p> <p>1 <u>多様な伝達手段の確保</u> 市は、<u>コミュニティFMや緊急告知ラジオ、防災メール、ソーシャルメディアなどあらゆる媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。</u> <u>また、要配慮者や在宅での避難者、観光客等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</u></p> <p>2 <u>被害・安否情報・伝達体制に関する協定</u> 市は、<u>災害時に安否不明者（行方不明となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続きについて整理し、明確にしておくとともに安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう努める。</u> <u>放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。</u></p>	▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る
	第17節（略）	第17節（略）	
予-60	<p>第18節 ボランティアのコーディネート</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 <u>災害ボランティアの役割</u></p> <p>1 <u>災害ボランティアの定義</u> <u>災害ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また、行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」である。</u></p> <p>2 <u>災害ボランティアの役割</u> <u>災害ボランティアは、職能によって医師や看護師、通訳など専門的な技術や知識を活用する専門職ボランティアと避難所の運営、炊出し等の生活支援を行う、一般ボランティアに区分される。</u></p> <p>表（略）</p>	<p>第18節 ボランティアのコーディネート</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 <u>災害ボランティアの役割</u></p> <p>1（削除）</p> <p>2（削除）</p> <p>表の修正（略）</p>	▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
予-61	(新設)	<p><u>第3 災害ボランティア活動の環境整備</u>  <u>市及び県は、登米市社会福祉協議会、宮城県社会福祉協議会、日本赤十字社宮城支部等がボランティア関係団体との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアが自主性に基づきその支援力を向上し、市及び県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境整備を図る。</u>  <u>また、市及び県は災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備調整を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p>	<p>▶ 条項のずれ  ▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-61	(新設)	<p><u>第4 専門ボランティアの登録</u>  <u>平成30年4月現在、確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。</u>  <u>1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</u>  <u>県は、判定活動にボランティアで従事する建築士等を判定士として養成し、登録するとともに、宮城県建築物等地震対策推進協議会の活動を通じて、判定コーディネーターの育成等に努める。</u>  表（略）</p>	<p>▶ 条項のずれ  ▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-61	(新設)	<p><u>2 砂防ボランティア</u>  <u>大規模な土砂災害に備え、県は、宮城県砂防ボランティア協会と連携を図り、二次災害の防止に努める。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-61	(新設)	<p><u>3 防災エキスパート制度</u>  <u>防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-61	(新設)	<p><u>4 災害時の通訳ボランティア</u>  <u>県は、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成をあわせておこなう。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-61	第3 一般ボランティアのコーディネート体制	第5 一般ボランティアのコーディネート体制	▶ 条項のずれ

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	1 及び 2 （略）	1 及び 2 （略）	
予-63	第 19 節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 第 1 （略） 第 2 要配慮者への支援対策 1 （略） 2 避難行動要支援者の災害予防対策 （1）及び（2）（略）	第 19 節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 第 1 （略） 第 2 要配慮者への支援対策 1 （略） 2 避難行動要支援者の災害予防対策 （1）及び（2）（略）	
予-64	（3）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備 ア及びイ（略） ウ 個別避難計画の作成 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局と連携の下、民生委員・児童委員、行政区長、自主防災組織、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護事業所、指定特定相談支援事業所等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人一人の避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、だれが、どのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て作成するよう努める。 （略） （4）から（7）まで（略） 3 福祉避難所の確保（略）	（3）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等 ア及びイ（略） ウ 個別避難計画の作成・更新 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局と連携の下、民生委員・児童委員、行政区長、自主防災組織、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護事業所、指定特定相談支援事業所等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、だれが、どのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て作成するよう努める。 （略） （4）から（7）まで（略） 3 福祉避難所の確保（略）	▶ 記述の適正化
予-64	第 3 及び第 4 （略）	第 3 及び第 4 （略）	
	第 20 節及び第 21 節（略）	第 20 節及び第 21 節（略）	
予-71	第 22 節 防災知識の普及 第 1 （略） 第 2 防災知識の普及、徹底 1 職員への防災知識の普及 （1）（略） （2）職員研修の実施 ①及び②（略） ③ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識  ④から⑥まで（略） <b>（新設）</b>	第 22 節 防災知識の普及 第 1 （略） 第 2 防災知識の普及、徹底 1 職員への防災知識の普及 （1）（略） （2）職員研修の実施 ①及び②（略） ③ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 <u>（後発地震への注意を促す情報が発信された場合を含む）</u> ④から⑥まで（略） <u>⑦ 後発地震への注意を促す情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識</u>	▶ 「推進基本計画」の修正



登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
予-72	<p><u>3 住民等に対する教育・広報</u>  <u>市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。</u>  <u>教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。</u>  <u>なお、その教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育・広報を行う。</u></p>	<p><u>(4) 普及・啓発の実施</u>  <u>市は、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種商工業団体、その他の公共的団体、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、研修教材の貸出等の多種多様な媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、座談会等の開催により普及・啓発を図る。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-72	<p><u>(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u>  <u>(2) 地震・津波に関する一般的な知識</u>  <u>(3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</u>  <u>(4) 正確な情報入手の方法</u>  <u>(5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</u>  <u>(6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</u>  <u>(7) 各地域における指定緊急避難場所及び避難路に関する知識</u>  <u>(8) 平常時住民が実施うる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容</u>  <u>(9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施</u></p>	<p><u>① 地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動</u>  <u>② 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震及び津波に関する知識</u>  <u>③ 地震・津波に関する情報</u>  <u>④ 災害の危険性に関する情報</u>  <u>⑤ 避難行動に関する知識</u>  <u>⑥ 家庭内での予防・安全対策</u>  <u>⑦ 災害時にとるべき行動</u>  <u>⑧ 各地域における指定緊急避難場所及び避難路に関する知識</u>  <u>⑨ 平常時住民が実施うる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容</u>  <u>⑩ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-72	<p>(新設)</p>	<p><u>(5) 要配慮者及び観光客等への配慮</u>  <u>市は、防災知識等の普及にあたり、外国語パンフレット等の作成・配付や障がい者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いに十分配慮する。</u>  <u>また、本市に来訪する観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置する等、広報に努める。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
予-72	(新設)	<p><u>(6) 災害時の連絡方法の普及</u>  <u>東日本電信電話（株）宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用促進を図り、市は、その仕組みや利用法等の周知に努める。</u>  <u>また、携帯電話各事業者は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるWi-Fi接続サービスなどの普及を促進する。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
予-72	(新設)	<p><u>3 地域での防災知識の普及</u>  <u>(1) ハザードマップの整備</u>  <u>市は、急傾斜地崩壊危険箇所や必要に応じて積雪寒冷地特有の課題等を踏まえて避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い住民等に対し周知を図る。また、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。</u>  <u>(2) 専門家の活用</u>  <u>市は、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、地震災害に関する専門家の活用を図るものとする。</u>  <u>(3) 日常生活の中での情報揭示</u>  <u>市は、避難場所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に地震被害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。</u>  <u>(4) 観光客等の一時滞在者への周知</u>  <u>市は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を表示するなど、一時滞在者や通行者も地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう整備に努める。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p> <p>▶ 「推進基本計画」の修正</p>
予-73	<p>第3 学校等教育機関における防災教育</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災教育においては、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成するとともに、災害後の生活、復旧、復興を支えるための支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるよう努める。</p> <p>3 児童生徒等に対する防災教育</p>	<p>第3 学校等教育機関における防災教育</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災教育においては、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。</p> <p>3 児童生徒等に対する防災教育</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<p>(1) 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>ア 保育所、幼稚園、小学校、中学校等（以下「学校」という。）においては、地域の実情に応じた学校安全計画等を策定し、<u>幼児、児童及び生徒</u>の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 災害時に一人<u>一人</u>がどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「<u>自立的に行動する</u>」ための防災教育」や、<u>学校を核とした地域</u>での避難訓練や避難所<u>運営</u>などを行う「<u>地域活動と連携した実践的な防災教育</u>」の<u>視点による</u>指導を行う。実施にあたっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。</p>	<p>(1) 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>ア 保育所、幼稚園、小学校、中学校等（以下「学校」という。）においては、地域の実情に応じた学校安全計画等を策定し、<u>児童生徒等</u>の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 災害時に一人<u>ひとり</u>がどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「<u>自立的に行動する</u>」ための防災教育」や、<u>学校と地域合同</u>の避難訓練や避難所<u>開設訓練</u>などを行う「<u>地域活動と連携した実践的な防災教育</u>」を<u>中心とした</u>指導を行う。実施にあたっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。</p>	
予-73	<p>第4 市民の取組み</p> <p><u>被害の大きさは市民の心構えや備えによって大きく異なることから、市民は</u></p> <p><u>被害の軽減や最小限につながるよう</u>普段から家屋等の耐震化・家具の転倒防止対策、住宅用火災警報器及び消火器の設置、家族内の連絡体制の確保や非常持ち出し用品の確認などを行う。</p> <p>さらに、市民の一人ひとりが<u>自助・共助</u>の<u>認識</u>を持ち、地域での自主防災組織の活動やボランティア活動へ積極的に参加し、地域の助け合いを基本とした地域防災力の向上に努める。</p> <p>また、地震に関する正しい知識、過去の災害事例など、防災知識の習得に努める。</p>	<p>第4 市民の取組み</p> <p><u>市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。</u></p> <p><u>また、被害の軽減につながるよう</u>普段から家屋等の耐震化・家具の転倒防止対策、住宅用火災警報器及び消火器の設置、家族内の連絡体制の確保や非常持ち出し用品の確認などを行う。</p> <p>さらに、市民の一人ひとりが「<u>自助</u>」・「<u>共助</u>」の<u>意識</u>を持ち、地域での自主防災組織の活動やボランティア活動へ積極的に参加し、地域の助け合いを基本とした地域防災力の向上に努める。</p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p> <p>▶ 記述の適正化</p>
予-77	<p>第23節 <u>地位防災計画</u>の実施</p> <p>第1から第3まで (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第23節 <u>地震防災訓練</u>の実施</p> <p>第1から第3まで (略)</p> <p>第4 <u>救助・救急関係機関の教育訓練</u></p> <p><u>救助・救急関係省庁、地方公共団体及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化に努める。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p> <p>▶ 条項のずれ</p>
予-77	<p>第4 学校等の防災訓練</p> <p>1から4まで (略)</p>	<p>第5 学校等の防災訓練</p> <p>1から4まで (略)</p>	<p>▶ 条項のずれ</p>
予-79	<p>第24節 地域における防災体制</p>	<p>第24節 地域における防災体制</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<p>第1から第3まで（略）</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 平常時の活動（略）</p> <p>2 地震発生時の活動</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p> <p>（4）避難の実施</p> <p>市長又は警察官等から避難<u>情報</u>が<u>出された</u>場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する必要がある。</p> <p>（略）</p> <p>（5）及び（6）（略）</p> <p>第5 住民及び事業者による区域内的の防災活動の推進（略）</p>	<p>第1から第3まで（略）</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 平常時の活動（略）</p> <p>2 地震発生時の活動</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p> <p>（4）避難の実施</p> <p>市長又は警察官等から避難の<u>指示等</u>が<u>行われた</u>場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する必要がある。</p> <p>（略）</p> <p>（5）及び（6）（略）</p> <p>第5 住民及び事業者による区域内的の防災活動の推進（略）</p>	
	<p>第25節 企業等の防災対策の推進（略）</p>	<p>第25節 企業等の防災対策の推進（略）</p>	
予-84	<p>第26節 複合災害対策</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 複合災害の応急対策への備え</p> <p>市、県及び防災関係機関は、地震、大雨、原子力災害等の複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が<u>複雑化</u>することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)発生<u>可能性</u>を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。予防対策としては、地域防災計画の各編の災害予防対策の定めるところによるが、各編の予防対策の実施にあたっては、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。</p> <p>第3 複合災害に関する防災活動</p> <p>（略）</p>	<p>第26節 複合災害対策</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 複合災害の応急対策への備え</p> <p>市、県及び防災関係機関は、地震、大雨、原子力災害等の複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が<u>複合化</u>することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)発生<u>の</u>可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。予防対策としては、地域防災計画の各編の災害予防対策の定めるところによるが、各編の予防対策の実施にあたっては、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。</p> <p>第3 複合災害に関する防災活動</p> <p>（略）</p>	<p>➤ 「防災基本計画」 の修正</p>
	<p>第3章 災害応急対策</p>	<p>第3章 災害応急対策</p>	
応-1	<p>第1節 防災活動体制</p> <p>第1（略）</p>	<p>第1節 防災活動体制</p> <p>第1（略）</p>	
応-4	<p>第2 職員の動員・配備</p> <p>1（略）</p> <p>2 職員の配備・動員体制</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3）災害対策本部動員配備伝達方法</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 勤務時間外における動員配備伝達方法</p>	<p>第2 職員の動員・配備</p> <p>1（略）</p> <p>2 職員の配備・動員体制</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3）災害対策本部動員配備伝達方法</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 勤務時間外における動員配備伝達方法</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>



登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<p>① （略）</p> <p>② 本庁舎当直者のとるべき措置</p> <p>a 本庁当直者（庁舎警備員）が災害情報を収受したときは、直ちに危機管理監又は<u>防災課長</u>に連絡する。</p> <p>b 本庁当直者（庁舎警備員）は、関係課員等が登庁するまでの間、危機管理監若しくは<u>防災課長</u>の指示に従い、情報の収受にあたる。</p> <p>③ <u>防災課</u>のとるべき措置</p> <p>a 危機管理監は、大規模な地震の発生又は災害情報を収受した場合は、次の措置を行う。</p> <p>本庁当直者に必要な指示を行った後、市長、副市長、消防長に連絡の上、直ちに登庁し、警戒体制を指揮して本部開設までの初動応急活動を行う。</p> <p>b 危機管理監は登庁後、警戒本部、特別警戒本部若しくは災害対策本部の設置のいずれかによるべきかを判断し、市長にその旨報告する。</p> <p>c 危機管理監が不在のときは、<u>防災課長</u>が措置を行う。</p> <p>④ （略）</p> <p>（4）から（6）まで （略）</p>	<p>① （略）</p> <p>② 本庁舎当直者のとるべき措置</p> <p>a 本庁当直者（庁舎警備員）が災害情報を収受したときは、直ちに危機管理監又は<u>防災危機対策室長</u>に連絡する。</p> <p>b 本庁当直者（庁舎警備員）は、関係課員等が登庁するまでの間、危機管理監若しくは<u>防災危機対策室長</u>の指示に従い、情報の収受にあたる。</p> <p>③ <u>防災危機対策室</u>のとるべき措置</p> <p>a 危機管理監は、大規模な地震の発生又は災害情報を収受した場合は、次の措置を行う。</p> <p>本庁当直者に必要な指示を行った後、市長、副市長、消防長に連絡の上、直ちに登庁し、警戒体制を指揮して本部開設までの初動応急活動を行う。</p> <p>b 危機管理監は登庁後、警戒本部、特別警戒本部若しくは災害対策本部の設置のいずれかによるべきかを判断し、市長にその旨報告する。</p> <p>c 危機管理監が不在のときは、<u>防災危機対策室長</u>が措置を行う。</p> <p>④ （略）</p> <p>（4）から（6）まで （略）</p>	
	第3から第7まで （略）	第3から第7まで （略）	
応-15	第2節 地震災害情報の収集・伝達 第1及び第2 （略）	第2節 地震災害情報の収集・伝達 第1及び第2 （略）	
応-16	第3 地震情報 1 地震情報の種類 <u>地震情報の種類と内容</u> 表（略）  （新設）  （新設）	第3 地震情報 1 地震情報の種類 <u>（1）地震情報の種類と内容</u> 表（略）  <u>（注）</u> 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「 <u>電源・震度に関する情報</u> 」と「 <u>各地の震度に関する情報</u> 」はまとめた形の <u>一つの情報</u> で発表している。 <u>また、「気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。</u>	▶ 記述の適正化
応-17	（新設）	<u>（2）地震活動に関する説明資料等</u> <u>地震情報以外に、地震活動の状況をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。</u>	

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後			備考
<p>応-17</p>	<p>(新設)</p>	<p><u>解説資料等の種類</u></p> <p><u>地震解説資料（全国速報版・地域速報版）</u></p>	<p><u>発表基準</u></p> <p>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報、注意報発表時（遠地地震による発表時除く）</li> <li>・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</li> </ul>	<p><u>内 容</u></p> <p>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震解説資料（全国速報版）</li> </ul> <p>上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震解説資料（地域速報版）</li> </ul> <p>上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。</p>	<p>➤ 「県地域防災計画」の地震活動に関する解説資料の記述及び表の追加</p>
		<p><u>地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）</u></p>	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報、注意報発表時</li> <li>・（担当地域で）震度5弱以上を観測</li> <li>・社会的に関心の高い地震が発生</li> </ul>	<p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震解説資料（全国詳細版）</li> </ul> <p>地震や津波の特徴を開発するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震解説資料（地域詳細版）</li> </ul> <p>地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独提供されることもある。）</p>	
		<p><u>地震活動図</u></p>	<p><u>定期（毎月）</u></p>	<p>地震・津波に係る災害予想図の作</p>	

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考			
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%; border: 1px solid red;"> <p style="color: red; text-decoration: underline;">成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及びその地方の地震活動を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p> </td> </tr> </table>			<p style="color: red; text-decoration: underline;">成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及びその地方の地震活動を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p>	
		<p style="color: red; text-decoration: underline;">成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及びその地方の地震活動を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p>				
<p>応-17</p>	<p>2 仙台管区気象台からの情報の伝達（略）</p> <p>また、震度5強以上を観測する地震が発生した市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報_____・_____注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。</p>	<p>2 仙台管区気象台からの情報の伝達（略）</p> <p>また、震度5強以上を観測する地震が発生した市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報<u>（土砂災害）</u>・<u>土砂災害</u>注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>			
<p>応-17</p>	<p>3 地震情報等の受領伝達（略）</p> <p>危機管理監は、地震情報、気象情報（注意報・警報等）を受領した場合は、速やかに市長、副市長に報告し関係各部長に伝達するとともに住民に周知する。また、伝達を受けた関係各部長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係機関に伝達する。また、<u>防災行政無線</u>、緊急告知ラジオ等により地域住民に周知するよう努める。</p> <p>[仙台管区気象台からの地震情報等の伝達系統図]（略）</p> <p>4 異常現象を発見した場合の通報（略）</p>	<p>3 地震情報等の受領伝達（略）</p> <p>危機管理監は、地震情報、気象情報（注意報・警報等）を受領した場合は、速やかに市長、副市長に報告し関係各部長に伝達するとともに住民に周知する。また、伝達を受けた関係各部長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係機関に伝達する。また、<u>コミュニティFM</u>、緊急告知ラジオ等により地域住民に周知するよう努める。</p> <p>[仙台管区気象台からの地震情報等の伝達系統図]（略）</p> <p>4 異常現象を発見した場合の通報（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>			
<p>応-20</p>	<p>第4から第5まで（略）</p>	<p>第4から第5まで（略）</p>				
<p>応-34</p>	<p>第3節 災害広報活動（略）</p>	<p>第3節 災害広報活動（略）</p>				
<p>応-41</p>	<p>第4節 災害救助法の適用 第1（略）</p>	<p>第4節 災害救助法の適用 第1（略）</p>				

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	第2 災害救助法の適用 1 災害救助法の適用基準 (1) から (4) まで (略)	第2 災害救助法の適用 1 災害救助法の適用基準 (1) から (4) まで (略)	
応-42	(新規)	<u>(5) 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがあるとき。</u>	▶ 「県地域防災計画」の修正
応-43	2 及び 3 (略) 4 救助の種類 避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、被災者の救出、被災した住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の捜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。(昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」最終改正 <u>平成26年3月31日</u> )	2 及び 3 (略) 4 救助の種類 避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、被災者の救出、被災した住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の捜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。(昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」最終改正 <u>令和4年6月14日</u> )	▶ 「県災害救助法細則」の改正
応-45	第5節 救急・救助活動 第1 目的 (略) また、 <u>多数の要救助者が発生した場合</u> 、自主防災組織、事業所、一般市民に <u>対し</u> 救出・救助活動に協力 <u>を</u> <u>求める</u> 。	第5節 救急・救助活動 第1 目的 (略) また、 <u>被害が多方面に広がる</u> ことが予想されることから、自主防災組織、事業所、一般市民に <u>においても防災の基本理念に基づき自ら</u> 救出・救助活動に協力 <u>する</u> 。	▶ 記述の適正化
応-46	第2 救助・救急活動 (略) 第3 各部、各組織の活動 1 及び 2 (略)	第2 救助・救急活動 (略) 第3 各部、各組織の活動 1 及び 2 (略)	
応-47	3 佐沼警察署 登米警察署 _____ <u>(1) 救助・救急体制等</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">活動体制・内容</p> <p><u>ア 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、その他多人数の集合する場所及び山（がけ）崩れ等の場所を重点的に行う。</u></p> <p><u>イ 救出した負傷者は、応急救護処置を施したのち、日赤などの医療救護班に引き継ぐか、又は処置可能な病院等へ速やかに転送する。</u></p> <p><u>ウ 救出・救助活動にあたっては、保有する装備・資機材等を有効に活用する。</u></p> <p><u>エ 市、消防署、日赤、医師会等関係機関と積極的に連携し、負傷者等の救出・救助に万全を期する。</u></p> </div> <u>(2) 救助・救急活動を円滑に行うための任務</u>	3 佐沼警察署 登米警察署 <u>の活動</u> <u>(1) 救出・救助を要する者を発見した場合及び同様の通報等があった場合は、救助関係機関等と連携協力して救助・救出活動を行う。</u>  <u>(2) 被害状況に基づき、迅速に災害警備部隊を被災警察署等に出動させる。</u>	▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<p style="text-align: center;"><u>活動体制・内容</u></p> <p><u>ア 救助・救急活動現場周辺地域の交通のコントロール</u>  <u>イ 必要な場合の立入禁止区域の設定、監視</u>  <u>ウ 行方不明者の捜索</u>  <u>エ 死傷者の身元確認</u>  <u>オ 救出者の救出時における状況記録作成（クラッシュ症候群、内臓損傷、頭部損傷その他生命危険の恐れのある事象の有無等を中心として）</u>  <u>カ 事故原因の調査</u></p>	<p><u>（3）警察署員及び応援部隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動等を行う。</u></p>	
<p>応-47</p>	<p>4 <u>市民・事業所・自主防災組織等の果たすべき役割</u>  <u>市民・業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、建物倒壊、火災炎上等による救急・救助の必要性を確認したときには、自ら危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。また、人員、機材等の面で対応が不十分と思えるときは、市等に速やかに連絡する。さらに、警察、消防吏員の行う緊急救助活動に積極的に協力するものとし、その他とるべき行動についても現地の警察、消防吏員の指示を仰ぐ。また、市など防災関係機関から要請された場合は、建設用機械、救出活動用資機材の提供に努める。</u></p>	<p>4 <u>市民及び自主防災組織等の活動</u>  <u>（1）緊急救助活動の実施</u>  <u>市民及び自主防災組織等は、在住地区において建物倒壊、火災等による救急・救助の必要性を確認したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。</u>  <u>（2）人材、機材等の確保</u>  <u>市民及び自主防災組織等は、人員、機材等の面で対応が不十分と判断される場合、総合支所等に速やかに連絡し、救助を要請する。</u>  <u>（3）救急・救助活動への協力</u>  <u>市民及び自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力し、その他とるべき行動についても警察、消防職員の指示を仰ぐ。</u></p>	<p>➤ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
<p>応-47</p>	<p><u>5 ヘリコプターによる救助・救急搬送</u></p>	<p>(削除)</p>	
	<p>第4及び第5 (略)</p>	<p>第4及び第5 (略)</p>	
<p>応-48</p>	<p>(新規)</p>	<p><u>第6 救急・救助用資機材の整備</u>  <u>国、県、市及び救助・救急関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>
	<p>第6節から第9節まで (略)</p>	<p>第6節から第9節まで (略)</p>	
<p>応-77</p>	<p>第10節 自衛隊の災害派遣  第1から第5まで (略)  第6 派遣部隊の活動内容  1 災害派遣時に実施する救護活動等</p>	<p>第10節 自衛隊の災害派遣  第1から第5まで (略)  第6 派遣部隊の活動内容  1 災害派遣時に実施する救護活動等</p>	<p>➤ 記述の適正化  ➤ 「防災基本計画」の修正  ➤ 条項のずれ</p>

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考																								
	<p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="261 279 549 333">項目</th> <th data-bbox="549 279 1386 333">活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="261 333 549 443"><u>被害状況の把握</u></td> <td data-bbox="549 333 1386 443"><u>車両、航空機等状況に適した手段によって情報の収集活動を行い、被害の状況を把握する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 443 549 604"><u>避難の救助</u></td> <td data-bbox="549 443 1386 604"><u>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 604 549 714"><u>要救助者等の搜索救助活動</u></td> <td data-bbox="549 604 1386 714"><u>要救助者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して救出・救助を行う。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 714 549 823"><u>水防活動</u></td> <td data-bbox="549 714 1386 823"><u>堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 823 549 888"><u>消防活動</u></td> <td data-bbox="549 823 1386 888"><u>消防機関との協力による消火活動（空中消火を含む）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 888 549 997"><u>応急医療・救護及び防疫</u></td> <td data-bbox="549 888 1386 997"><u>被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 997 549 1152"><u>人員及び物資の緊急輸送</u></td> <td data-bbox="549 997 1386 1152"><u>救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 1152 549 1218"><u>炊飯及び給水</u></td> <td data-bbox="549 1152 1386 1218"><u>被災者に対し、炊飯、給水の支援を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 1218 549 1373"><u>救援物資の無償貸与又は譲渡</u></td> <td data-bbox="549 1218 1386 1373"><u>「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与し、又は譲渡する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 1373 549 1482"><u>危険物の保安及び除去</u></td> <td data-bbox="549 1373 1386 1482"><u>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 1482 549 1591"><u>その他</u></td> <td data-bbox="549 1482 1386 1591"><u>その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	活動内容	<u>被害状況の把握</u>	<u>車両、航空機等状況に適した手段によって情報の収集活動を行い、被害の状況を把握する。</u>	<u>避難の救助</u>	<u>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</u>	<u>要救助者等の搜索救助活動</u>	<u>要救助者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して救出・救助を行う。</u>	<u>水防活動</u>	<u>堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。</u>	<u>消防活動</u>	<u>消防機関との協力による消火活動（空中消火を含む）</u>	<u>応急医療・救護及び防疫</u>	<u>被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用）</u>	<u>人員及び物資の緊急輸送</u>	<u>救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</u>	<u>炊飯及び給水</u>	<u>被災者に対し、炊飯、給水の支援を実施する。</u>	<u>救援物資の無償貸与又は譲渡</u>	<u>「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与し、又は譲渡する。</u>	<u>危険物の保安及び除去</u>	<u>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。</u>	<u>その他</u>	<u>その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。</u>	<p>(略)</p> <p>(1) <u>被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動</u></p> <p>(2) <u>避難の援助：避難者の誘導、輸送等</u></p> <p>(3) <u>要救助者等の搜索救助活動：要救助者、行方不明者、負傷者等の搜索、救出・救助活動</u></p> <p>(4) <u>水防活動：土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動</u></p> <p>(5) <u>消防活動：消防機関との協力による消火活動（空中消火を含む）</u></p> <p>(6) <u>道路の啓開：道路等の交通上の障害物排除</u></p> <p>(7) <u>応急医療、救護及び防疫：被災者に対する応急医療、救護、防疫活動</u></p> <p>(8) <u>人員及び物資の緊急輸送：被災者に対する応急医療、救護、防疫活動</u></p> <p>(9) <u>給食及び給水：被災者に対する給食及び給水の実施</u></p> <p>(10) <u>入浴支援：被災者に対する入浴支援の実施</u></p> <p>(11) <u>救援物資の無償貸付又は譲渡：「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施</u></p> <p>(12) <u>危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去</u></p> <p>(13) <u>その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援</u></p>	
項目	活動内容																										
<u>被害状況の把握</u>	<u>車両、航空機等状況に適した手段によって情報の収集活動を行い、被害の状況を把握する。</u>																										
<u>避難の救助</u>	<u>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</u>																										
<u>要救助者等の搜索救助活動</u>	<u>要救助者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して救出・救助を行う。</u>																										
<u>水防活動</u>	<u>堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。</u>																										
<u>消防活動</u>	<u>消防機関との協力による消火活動（空中消火を含む）</u>																										
<u>応急医療・救護及び防疫</u>	<u>被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用）</u>																										
<u>人員及び物資の緊急輸送</u>	<u>救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</u>																										
<u>炊飯及び給水</u>	<u>被災者に対し、炊飯、給水の支援を実施する。</u>																										
<u>救援物資の無償貸与又は譲渡</u>	<u>「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与し、又は譲渡する。</u>																										
<u>危険物の保安及び除去</u>	<u>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。</u>																										
<u>その他</u>	<u>その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。</u>																										
応-77	第7及び第8 (略)	第7及び第8 (略)																									
	第11節 相互応援活動 (略)	第11節 相互応援活動 (略)																									
応-88	第12節 避難活動 第1及び第2 (略) 第3 避難情報の発令 (略)	第12節 避難活動 第1及び第2 (略) 第3 避難情報の発令 (略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 記述の適正化</li> <li>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</li> </ul>																								

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考				
	<p>1 <u>実施者及び指示等の対象者</u> (新設)</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p>	<p>1 <u>避難指示を行なう者</u> <u>避難の指示等を行うべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。</u></p> <p>(1) 及び (2) (略)</p>					
<p>応-89</p>	<p>2 <u>避難指示を行う場合</u> (略)</p> <p>(1) <u>河川等の洪水により避難を要する場合</u> (略)</p> <p><u>ア 仙台管区気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発表され、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき。</u></p> <p><u>イ 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき。</u></p> <p><u>ウ 河川の上流区域が地震又はその他による被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。</u></p> <p><u>エ 河川等が警戒水位を超え、洪水の恐れがあるとき。</u></p> <p><u>オ その他水防管理者が必要と認めたとき。</u></p>	<p>2 <u>避難指示を行う場合</u> (略)</p> <p>(1) <u>河川等の洪水により避難を要する場合</u> (略)</p> <p><u>ア 仙台管区気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発表され、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき。</u></p> <p><u>イ 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき。</u></p> <p><u>ウ 河川の上流区域が地震又はその他による被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。</u></p> <p><u>エ 河川等が警戒水位を超え、洪水の恐れがあるとき。</u></p> <p><u>オ その他水防管理者が必要と認めたとき。</u></p>	<p>▶ 記述の適正化</p> <p>▶ 箱書きを修正</p>				
<p>応-90</p>	<p>(2) <u>地震災害その他による場合</u></p> <p><u>ア 火災延焼が拡大し又は拡大する恐れがあるとき。</u></p> <p><u>イ 爆発の恐れがあるとき。</u></p> <p><u>ウ がけ崩れ等により周辺地域住民に対して、危険が及ぶと予想されるとき。</u></p> <p><u>エ 大規模な地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき又はその建物の倒壊により周囲に危険が及ぶ恐れがあるとき。</u></p> <p><u>オ 県本部長から避難についての指示の要請があったとき。</u></p> <p><u>カ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。</u></p> <p>前記(1)、(2)等の状況により避難の指示等は次の区分により実施する。</p> <table border="1" data-bbox="261 1711 1389 1921"> <tr> <td data-bbox="261 1711 602 1864"><u>避難準備の呼びかけ</u></td> <td data-bbox="602 1711 1389 1864"><u>警報等の発表又は災害の発生が予想され、住民等を事前に避難させる必要があると認められる場合、避難情報を周知する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 1864 602 1921"><u>避難の指示等</u></td> <td data-bbox="602 1864 1389 1921"><u>地震、火災、洪水又はがけ崩れ等による災害の危険が切迫</u></td> </tr> </table>	<u>避難準備の呼びかけ</u>	<u>警報等の発表又は災害の発生が予想され、住民等を事前に避難させる必要があると認められる場合、避難情報を周知する。</u>	<u>避難の指示等</u>	<u>地震、火災、洪水又はがけ崩れ等による災害の危険が切迫</u>	<p>(2) <u>地震災害その他による場合</u></p> <p><u>ア 火災延焼が拡大し又は拡大する恐れがあるとき。</u></p> <p><u>イ 爆発の恐れがあるとき。</u></p> <p><u>ウ がけ崩れ等により周辺地域住民に対して、危険が及ぶと予想されるとき。</u></p> <p><u>エ 大規模な地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき又はその建物の倒壊により周囲に危険が及ぶ恐れがあるとき。</u></p> <p><u>オ 県本部長から避難についての指示の要請があったとき。</u></p> <p><u>カ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。</u></p> <p>前記(1)、(2)等の状況により避難の指示等は次の区分により実施する。 <u>避難準備の呼びかけ：警報等の発表又は災害の発生が予想され、住民等を事前に避難させる必要があると認められる場合、避難情報を周知する。</u></p> <p><u>避難の指示等：地震、火災、洪水又はがけ崩れ等による災害の危険が切迫し、緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認めら</u></p>	<p>▶ 記述の適正化</p> <p>▶ 箱書きを修正</p>
<u>避難準備の呼びかけ</u>	<u>警報等の発表又は災害の発生が予想され、住民等を事前に避難させる必要があると認められる場合、避難情報を周知する。</u>						
<u>避難の指示等</u>	<u>地震、火災、洪水又はがけ崩れ等による災害の危険が切迫</u>						

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<p>し、緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められる場合は、避難の指示等を行う。</p> <p>避難所 長期間にわたる避難又は移送を必要とする場合において、避難者又は救出者の避難所を開設し、避難の指示等を行う。</p>	<p>避難所： れる場合は、避難の指示等を行う。 長期間にわたる避難又は移送を必要とする場合において、避難者又は救出者の避難所を開設し、避難の指示等を行う。</p>	
<p>応-90</p>	<p>3 避難指示の内容 避難指示は、次のことを明らかにして行う。</p> <p>[避難指示の内容] (1) 避難対象地域（地区名、施設名等） (2) 避難の指示等の理由 （避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等） (3) 避難先（避難経路及び避難場所の名称） (4) その他（避難行動時の携帯品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）</p>	<p>3 避難指示の内容 避難の指示は、次の各号に掲げる事項を明らかにして行う。</p> <p>(1) 避難対象地域 (2) 避難の指示等の理由 (3) 避難先 (4) その他必要な事項</p>	<p>▶ 記述の適正化 ▶ 箱書きを修正</p>
<p>応-91</p>	<p>4及び5 （略） 6 警戒区域の設定 （略） (1) から (3) まで （略） (4) なお、地震の発生により警戒区域の設定が必要とされるばあいについては、次のようなものが想定される。</p> <p>[警戒区域の設定が必要とされる場合] ア 土砂災害の危険地域 ※ 崩壊危険のある建物周辺地域 ※ がけ崩れの危険のある斜面箇所 ※ 宅地造成地崩壊危険のある箇所 ※ その他担当部長が必要と認める箇所 イ 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域 ウ 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域 エ 放射線使用施設の被害により被曝の危険が及ぶと予想される地域 オ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき</p>	<p>4及び5 （略） 6 警戒区域の設定 （略） (1) から (3) まで （略） (4) なお、地震の発生により警戒区域の設定が必要とされるばあいについては、次のようなものが想定される。</p> <p>[警戒区域の設定が必要とされる場合] ア 土砂災害の危険地域 ※ 崩壊危険のある建物周辺地域 ※ がけ崩れの危険のある斜面箇所 ※ 宅地造成地崩壊危険のある箇所 ※ その他担当部長が必要と認める箇所 イ 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域 ウ 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域 エ 放射線使用施設の被害により被曝の危険が及ぶと予想される地域 オ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき</p>	<p>▶ 記述の適正化 ▶ 箱書きを修正</p>
<p>応-92</p>	<p>第4 避難の誘導 1 基本方針 （略）</p>	<p>第4 避難の誘導 1 基本方針 （略）</p>	<p>▶ 記述の適正化 ▶ 箱書きを修正</p>



登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<p>(1) 避難の指示等が発令された場合、市民は地域における相互扶助のもと、最寄りの避難場所若しくは安全なオープンスペースに自主的に避難する。</p> <p>(2) 学校・事業所等の施設においては、各施設の管理者の自主的な統制により安全な地域への誘導を行う。</p> <p>(3) 誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</p> <p>2 避難の誘導を行う者 (略)</p>	<p>(1) 避難の指示等が発令された場合、市民は地域における相互扶助のもと、最寄りの避難場所若しくは安全なオープンスペースに自主的に避難する。</p> <p>(2) 学校・事業所等の施設においては、各施設の管理者の自主的な統制により安全な地域への誘導を行う。</p> <p>(3) 誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</p> <p>2 避難の誘導を行う者 (略)</p>	
<p>応-93</p>	<p>3 避難誘導</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 携帯品の制限 (略)</p> <p>ア 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）</p> <p>イ 食料（1人2食分位）、飲料水、衣類（タオル・下着類）、救急医薬品、常用の医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等</p> <p>ウ 服装は軽装として素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具</p> <p>エ 貴重品（多少の現金など）以外の荷物は携行しないこと。</p> <p>オ 家族の中に避難行動要支援者がいる世帯については、紙おむつ、おおいひも、メモ用紙、かかりつけの医療機関連絡先をメモしたものを携帯する。</p>	<p>3 避難誘導</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 携帯品の制限 (略)</p> <p>ア 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）</p> <p>イ 食料、飲料水、衣類（タオル・下着類）、救急医薬品、常用の医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等</p> <p>ウ 服装は長袖長ズボン、スニーカー（厚底のくつ等）、帽子、ヘルメット、雨具類及び必要に応じ防寒具</p> <p>エ 貴重品（多少の現金など）以外の荷物は携行しないこと。</p> <p>オ 家族の中に避難行動要支援者がいる世帯については、紙おむつ、かかりつけ医療機関連絡先をメモしたものを携帯する。</p>	<p>▶ 記述の適正化</p> <p>▶ 箱書きを修正</p>
<p>応-94</p>	<p>(3) 避難の誘導方法 (略)</p> <p>[避難の誘導時に留意する事項]</p> <p>ア 避難の誘導は、避難行動要支援者、その他単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できるかぎり早めに事前避難させる。</p> <p>イ 交差点や橋りょう等の混雑予想地点においては、避難行動要支援者を含む避難グループであることを示す旗その他の標識を掲げるとともに、その旨を連呼し優先避難誘導を受けやすいよう努める。</p> <p>ウ 避難経路は、本部長又は関係部長から特に指示がないときは、避難の誘導にあたる者が状況を考慮して判断する。なお、避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックがおこる恐れ等のない経路を選定し、また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実態を確認して行うように努める。</p>	<p>(3) 避難の誘導方法 (略)</p> <p>ア 避難の誘導は、避難行動要支援者、その他単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できるかぎり早めに事前避難させる。</p> <p>イ 交差点や橋りょう等の混雑予想地点においては、避難行動要支援者を含む避難グループであることを示す旗その他の標識を掲げるとともに、その旨を連呼し優先避難誘導を受けやすいよう努める。</p> <p>ウ 避難経路は、本部長又は関係部長から特に指示がないときは、避難の誘導にあたる者が状況を考慮して判断する。なお、避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックがおこる恐れ等のない経路を選定し、また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実態を確認して行うように努める。</p>	<p>▶ 記述の適正化</p> <p>▶ 箱書きを修正</p>

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<p>エ やむを得ず危険箇所のある区間を利用する場合は、その場所に標示、縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。</p> <p>オ 夜間の場合は、照明機材を活用し、適正な誘導に努める。</p> <p>カ 浸水地においては、必要により舟艇、ロープ等の資機材を活用し安全を期する。</p> <p>キ 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができないときは、総務部長を経由し、建設部長に対して、避難道路の啓開（切り開き等）を要請する。</p> <p style="text-align: center;">[道路の啓開（切り開き）等の要請の流れ]</p>  <p>4 学校等における避難誘導（略）</p>	<p>エ やむを得ず危険箇所のある区間を利用する場合は、その場所に標示、縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。</p> <p>オ 夜間の場合は、照明機材を活用し、適正な誘導に努める。</p> <p>カ 浸水地においては、必要により舟艇、ロープ等の資機材を活用し安全を期する。</p> <p>キ 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができないときは、総務部長を経由し、建設部長に対して、避難道路の啓開（切り開き等）を要請する。</p> <p>4 学校等における避難誘導（略）</p>	
<p>応-94</p>	<p>第5 避難路及び避難場所の安全確保（略）</p>	<p>第5 避難路及び避難場所の安全確保（略）</p>	
<p>応-95</p>	<p>第6 避難所の開設・運営</p> <p>1 避難所の役割</p> <p>避難所の果たす役割は、次に示すとおりである。</p> <p>(1) 既に住宅を失った人、余震により住宅が倒壊する恐れがある不安な人たちへ一時的宿泊場所を提供することにより、災害による精神的ダメージの緩和を図る。</p> <p>(2) 水道やガス、電気の停止により炊事が困難になった人たちへの食料の供給拠点となる。また、衣料・雑貨等の日用品を供給する。 この場合、避難所に入っていない周辺地区の人達に対しても同様に供給する。</p> <p>(3) 地区における市本部の窓口として、広報資料の配布や仮設住宅入居申込み用紙等の交付・受付けを行う。</p> <p>(4) 救護所が併設された場合は、避難所入所者や周辺地区住民の健康管理、応急的な医療サービスを行う。</p> <p>2 開設・運営の担当者（略）</p>	<p>第6 避難所の開設及び運営</p> <p>1 避難所の役割</p> <p>市は、住居等を喪失するなど、引き続き保護を要する者に対して、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立しない場所に指定避難所を開設し、収容保護する。 また、災害の規模にかんがみ必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努めるものとする。</p> <p>2 開設・運営の担当者（略）</p>	<p>▶ 記述の適正化</p> <p>▶ 箱書きを修正</p>
<p>応-96</p>	<p>3 開設期間の目安</p> <p>災害救助法に基づく指定避難所の開設期間内は「1週間以内の必要に応じて所定の手続き・措置を講じて延長することができる」となっている。</p>	<p>3 開設期間の目安</p> <p>災害救助法に基づき開設する指定避難所の開設期間は「7日以内」とする。</p>	<p>▶ 記述の適正化</p> <p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と</p>

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<p>ただし、市内に大規模な地震が発生した場合における指定避難所の開設<u>期間</u>は、<u>災害発生後 14 日間以内を目標とする。なお、その後の救援措置は応急的な住宅供給により行う。</u></p> <p>4 及び 5 （略）</p>	<p>ただし、市内に大規模な地震が発生した場合における指定避難所の開設が <u>7 日を超える場合は、国と協議のうえ、延長することができる。</u></p> <p>4 及び 5 （略）</p>	<p>整合を図る</p>
応-96	<p>第 7 来訪者・入居者等の避難 （略）</p>	<p>第 7 来訪者・入居者等の避難 （略）</p>	
応-99	<p>第 13 節 応急仮設住宅等の確保 第 1 から第 3 まで （略）</p>	<p>第 13 節 応急仮設住宅等の確保 第 1 から第 3 まで （略）</p>	
応-104	<p>第 4 被災建物の補修・解体 1 から 3 まで （略） 4 住宅関係障害物の除去 (略) (1) 対象となる被災者（目安）</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p><u>ア 自らの資力をもってしては当該障害物を除去することのできない者であること</u>  <u>※ 生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の資産をもたない失業者等</u>  <u>イ 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に障害となるものが運び込まれているか、又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること</u>  <u>ウ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること</u>  <u>※ 本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない</u>  <u>エ 半壊又は床上浸水したものであること</u>  <u>※ 全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない</u>  <u>オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたものであること</u></p> </div> <p>(2) （略） 5 市営住宅等の補修・解体 （略） 第 5 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設等 （略）</p>	<p>第 4 被災建物の補修・解体 1 から 3 まで （略） 4 住宅関係障害物の除去 (略) (1) 対象となる被災者（目安）</p> <p><u>ア 自らの資力をもってしては当該障害物を除去することのできない者であること</u>  <u>※ 生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の資産をもたない失業者等</u>  <u>イ 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に障害となるものが運び込まれているか、又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること</u>  <u>ウ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること</u>  <u>※ 本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない</u>  <u>エ 半壊又は床上浸水したものであること</u>  <u>※ 全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない</u>  <u>オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたものであること</u></p> <p>(2) （略） 5 市営住宅等の補修・解体 （略） 第 5 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設等 （略）</p>	<p>▶ 記述の適正化 ▶ 箱書きを修正</p>
応-113	<p>第 14 節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 第 1 目的 （略） 第 2 物資の管理、調達・供給体制 (1) 及び (2) （略） (3) 救援物資等の一時保管場所 救援物資等の一時保管場所として「災害時における救援物資等の一時保管に</p>	<p>第 14 節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 第 1 目的 （略） 第 2 物資の管理、調達・供給体制 (1) 及び (2) （略） (3) 救援物資等の一時保管場所 救援物資等の一時保管場所として「災害時における救援物資等の一時保管に</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<p>係る施設利用に関する協定」を、みやぎ登米農業協同組合及び<u>南三陸</u> 農業協同組合と締結している。</p>	<p>係る施設利用に関する協定」を、みやぎ登米農業協同組合及び<u>新みやぎ</u>農業協同組合と締結している。</p>	
<p>応-120</p>	<p>第3 食料 (略)                      第4 飲料水                      1 給水体制の確立 (略)                      2 市民への飲料水供給の実施                      (1) 応急給水基準                      初期飲料水のための応急給水の量は、<u>1人1日3リットル</u>とする。                      (2) から(4)まで (略)                      3及び4 (略)                      第5から第7まで (略)</p>	<p>第3 食料 (略)                      第4 飲料水                      1 給水体制の確立 (略)                      2 市民への飲料水供給の実施                      (1) 応急給水基準                      初期飲料水のための応急給水の量は、<u>最小1人1日3リットルを目標</u>とする。                      (2) から(4)まで (略)                      3及び4 (略)                      第5から第7まで (略)</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
	<p>第15節から第18節まで (略)</p>	<p>第15節から第18節まで (略)</p>	
<p>応-140</p>	<p>第19節 防疫・保健衛生活動                      第1及び第2 (略)                      第3 <u>防疫活動実施</u>  <u>1 防疫活動の実施</u>  <u>知事の指示に基づき、速やかに消毒を行うこととし、実施要領は、感染症法27条に定めるとおりとする。</u>  <u>2 ねずみ族、昆虫等の駆除</u>  <u>知事が定める区域内でねずみ族、昆虫等の駆除を行う実施要領は、感染症法第28条に定めるとおりとする。</u>  <u>3 検査及び健康診断</u>  <u>検査及び健康診断は、避難所、滞水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、県と協力して行う。定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。</u></p>	<p>第19節 防疫・保健衛生活動                      第1及び第2 (略)                      第3 <u>防疫</u>  <u>市は、県の指導に基づき、次の点に留意して、災害防疫活動を実施する。</u>  <u>1 感染の予防</u>  <u>(1) 感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。</u>  <u>(2) 避難所におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。</u>  <u>(3) 必要に応じ、殺鼠剤や殺虫剤等を確保し、害虫等の発生抑制に努める。</u>  <u>(4) 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。</u>  <u>(5) 必要に応じ県を通じて自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。</u>  <u>(6) 感染症予防等の措置</u>  <u>市は、感染症の予防まん延防止のため、隔離室の設置、医師会等との連携、消毒薬の配布等を行い、防疫に努める。</u>  <u>2 感染症発生時の対応</u>  <u>(1) 市は県と連携して疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。</u>  <u>(2) 県は、感染症指定医療機関等の収容先を確保し、搬送する。</u>  <u>3 防疫用資器材等の確保</u>  <u>市は、消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、感染症対策資器材等や防疫要員の確保に努め、必要に応じ県に支援を求める。</u></p>	<p>▶ 記述の適正化                      ▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<p><u>4 臨時予防接種</u>  <u>県は、疾病のまん延予防上必要があるときは、予防接種を受けるべき者の範囲及び期日を指定し、予防接種を実施し、また、市は、知事の指示により予防接種を実施する。</u></p> <p><u>5 隔離等の措置</u>  <u>感染症が疑われる人には、医療関係等で医師の診察を受けられるようにする。</u>  <u>また、感染者と健常者との居室の分離等、二次感染防止に努める。</u>  <u>隔離施設の状況は次のとおりである。</u></p> <p><u>6 連絡通知等</u>  <u>市民生活部長は、伝染病の発生又は、発生する恐れのある事実を知った場合及び防疫を実施する場合は、東部保健福祉事務所登米地域事務所に連絡し、必要な対策及び指示等を受ける。</u></p> <p><u>7 防疫薬剤・資機材等の調達</u>  <u>防疫薬剤・資機材等は、市民生活部において関係業者から調達するが、調達不可能な場合は、県又は近隣市町に対し調達のあっせんの要請を行う。</u></p>	<p><u>4から7まで</u> （削除）</p>	
<p>応-140</p>	<p>第4 保健対策</p> <p><u>1 健康調査・健康相談</u>                      (略)</p> <p><u>2 感染対策</u>  <u>市は県と連携し、感染症に対する監視体制を整備するとともに、感染症予防、感染拡大防止を図るために手指消毒等の配置、感染症対策の指導、啓発を実施する。</u></p> <p><u>3 生活不活発病の予防対策</u>  <u>避難所等における生活不活発病の発症予防対策として、運動を習慣的に実施してもらえよう啓発活動、集団指導を行うとともに、避難所の環境整備、福祉用具の活用を行う。</u></p> <p>4及び5 (略)</p> <p>第5及び第6 (略)</p>	<p>第4 保健対策</p> <p><u>1 保健指導及び健康相談の実施</u>                      (略)</p> <p><u>2 避難所や仮設住宅での配慮</u>  <u>市は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されていることから、室温調整やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。</u>  <u>特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図られるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供するなど、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。</u></p> <p><u>3 医療体制の確保</u>  <u>市は、高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。</u></p> <p>4及び5 (略)</p> <p>第5及び第6 (略)</p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
	<p>第20節から第23節まで (略)</p>	<p>第20節から第23節まで (略)</p>	
<p>応-164</p>	<p>第24節 防災資機材及び労働力の確保</p>	<p>第24節 防災資機材及び労働力の確保</p>	

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
<p>応-165</p>	<p>第1から第3まで（略） （新設）</p>	<p>第1から第3まで（略）  <u>第4 従事命令による応急措置の業務</u>  <u>災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。</u>  <u>1 知事の従事命令等</u>  <u>（1）従事命令・・・応急措置を実施するため従事命令を出することができる関係者の範囲は次のとおりである。</u>  <u>ア 医師、歯科医師又は薬剤師</u>  <u>イ 保健師、助産師又は看護師</u>  <u>ウ 土木技術者又は建築技術者</u>  <u>エ 大工、左官又はとび職</u>  <u>オ 土木事業者又は建築業者及びこれらの者の従事者</u>  <u>カ 鉄道事業者及びその従事者</u>  <u>キ 自動車運送事業者及びその従事者</u>  <u>ク 船舶運送事業者及びその従事者</u>  <u>ケ 港湾運送事業者及びその従事者</u>  <u>（2）協力命令</u>  <u>応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。</u>  <u>（3）保管命令等</u>  <u>救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。</u>  <u>ア 応急措置を実施するため、特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収用することが適当と認めるもの。</u>  <u>イ 応急措置を実施するため、特に必要と認められる物資で、知事はその所有者に保管させることが適当と認められるもの。</u>  <u>（4）保管命令対象者</u>  <u>病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を利用し、生物生産、集約、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。</u></p>	<p>▶ 「県地域防災計画」の記載内容と整合を図る</p>
	<p>第25節から第30節まで（略）</p>	<p>第25節から第30節まで（略）</p>	

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考																																
復-1	<p>第4章 災害復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 職員派遣等の要請</p> <p>市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。</p> <p><u>また、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんを行う。</u></p>	<p>第4章 災害復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 職員派遣等の要請</p> <p>市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。<u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。</u></p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>																																
復-7	<p>第3から第6まで (略)</p> <p>第2節 生活再建</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 被災者生活再建支援制度 (略)</p> <p>1 適用災害 (略)</p> <p>2 対象世帯</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(新規)</p>	<p>第3から第6まで (略)</p> <p>第2節 生活再建</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 被災者生活再建支援制度 (略)</p> <p>1 適用災害 (略)</p> <p>2 対象世帯</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5)住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難であると認められる世帯(中規模半壊世帯)</u></p>	<p>➤ 「県地域防災計画」の修正</p>																																
復-8	<p>3 支給額</p> <p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし単数世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。</p> <p><u>(1)住宅の被害状況に応じて支給する支援金(基礎支援金)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の程度</th> <th>全損</th> <th>解体(半壊・敷地被害)</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2)住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸(公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	被害の程度	全損	解体(半壊・敷地被害)	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円	<p>3 支給額</p> <p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし単数世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害の程度</th> <th colspan="2">支給額</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>住宅の被害の程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</th> <th>住宅再建法に応じて支給する支援金(加算支援金)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td></td> <td>建設・購入 200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>解体(半壊・敷地被害)</td> <td>100万円</td> <td>補修 100万円</td> <td>200万円</td> </tr> </tbody> </table>	被害の程度	支給額		計	住宅の被害の程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)	住宅再建法に応じて支給する支援金(加算支援金)	全壊		建設・購入 200万円	300万円	解体(半壊・敷地被害)	100万円	補修 100万円	200万円	<p>➤ 「県地域防災計画」の修正</p>
被害の程度	全損	解体(半壊・敷地被害)	長期避難	大規模半壊																															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																															
再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)																																
支給額	200万円	100万円	50万円																																
被害の程度	支給額		計																																
	住宅の被害の程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)	住宅再建法に応じて支給する支援金(加算支援金)																																	
全壊		建設・購入 200万円	300万円																																
解体(半壊・敷地被害)	100万円	補修 100万円	200万円																																

登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考																											
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1415 226 1673 331"><u>長期避難</u></td> <td data-bbox="1673 226 1932 331"></td> <td data-bbox="1932 226 2246 331"><u>賃貸（公営住宅以外）</u></td> <td data-bbox="2246 226 2392 331"><u>50万円</u></td> <td data-bbox="2392 226 2537 331"><u>150万円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1415 331 1673 533" rowspan="3"><u>大規模半壊</u></td> <td data-bbox="1673 331 1932 533" rowspan="3"><u>50万円</u></td> <td data-bbox="1932 331 2246 386"><u>建設・購入</u></td> <td data-bbox="2246 331 2392 386"><u>200万円</u></td> <td data-bbox="2392 331 2537 386"><u>250万円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1932 386 2246 438"><u>補修</u></td> <td data-bbox="2246 386 2392 438"><u>100万円</u></td> <td data-bbox="2392 386 2537 438"><u>150万円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1932 438 2246 533"><u>賃貸（公営住宅以外）</u></td> <td data-bbox="2246 438 2392 533"><u>50万円</u></td> <td data-bbox="2392 438 2537 533"><u>100万円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1415 533 1673 753" rowspan="3"><u>中規模半壊</u></td> <td data-bbox="1673 533 1932 753" rowspan="3"><u>二</u></td> <td data-bbox="1932 533 2246 588"><u>建設・購入</u></td> <td data-bbox="2246 533 2392 588"><u>100万円</u></td> <td data-bbox="2392 533 2537 588"><u>100万円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1932 588 2246 640"><u>補修</u></td> <td data-bbox="2246 588 2392 640"><u>50万円</u></td> <td data-bbox="2392 588 2537 640"><u>50万円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1932 640 2246 753"><u>賃貸（公営住宅以外）</u></td> <td data-bbox="2246 640 2392 753"><u>25万円</u></td> <td data-bbox="2392 640 2537 753"><u>25万円</u></td> </tr> </table>	<u>長期避難</u>		<u>賃貸（公営住宅以外）</u>	<u>50万円</u>	<u>150万円</u>	<u>大規模半壊</u>	<u>50万円</u>	<u>建設・購入</u>	<u>200万円</u>	<u>250万円</u>	<u>補修</u>	<u>100万円</u>	<u>150万円</u>	<u>賃貸（公営住宅以外）</u>	<u>50万円</u>	<u>100万円</u>	<u>中規模半壊</u>	<u>二</u>	<u>建設・購入</u>	<u>100万円</u>	<u>100万円</u>	<u>補修</u>	<u>50万円</u>	<u>50万円</u>	<u>賃貸（公営住宅以外）</u>	<u>25万円</u>	<u>25万円</u>	
<u>長期避難</u>		<u>賃貸（公営住宅以外）</u>	<u>50万円</u>	<u>150万円</u>																										
<u>大規模半壊</u>	<u>50万円</u>	<u>建設・購入</u>	<u>200万円</u>	<u>250万円</u>																										
		<u>補修</u>	<u>100万円</u>	<u>150万円</u>																										
		<u>賃貸（公営住宅以外）</u>	<u>50万円</u>	<u>100万円</u>																										
<u>中規模半壊</u>	<u>二</u>	<u>建設・購入</u>	<u>100万円</u>	<u>100万円</u>																										
		<u>補修</u>	<u>50万円</u>	<u>50万円</u>																										
		<u>賃貸（公営住宅以外）</u>	<u>25万円</u>	<u>25万円</u>																										
復-8	4 支給対象となる経費及び支給要件（略）	4 支給対象となる経費及び支給要件（略）																												
復-8	5 被災者生活再建支援法人の指定 被災被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、（公財）都道府県 <u>会館</u> が指定されており、県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。	5 被災者生活再建法人の指定 被災被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、（公財）都道府県 <u>センター</u> が指定されており、県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。	➤ 法人名称の変更																											
復-8	6 支援金支給手続き （略） 県は、各市区町村から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である（公財）都道府県 <u>会館</u> へ送付する。送付を受けた（公財）都道府県 <u>会館</u> は申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。	6 支援金支給手続き （略） 県は、各市区町村から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である（公財）都道府県 <u>センター</u> へ送付する。送付を受けた（公財）都道府県 <u>センター</u> は申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。	➤ 法人名称の変更																											
復-8	7及び8（略）	7及び8（略）																												
復-9	第3から第13まで（略）	第3から第13まで（略）																												
	第3節から第8節まで（略）	第3節から第8節まで（略）																												





登米市地域防災計画 【 震災対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）					修正後					備考	
	対 象	(略)	(略)	<u>路からの高さを 50 cm 以下に改修する場合</u>	<u>高さ 60 cm以上のものとし、基礎等などを設置するなどして適切にこていするもの</u>	対 象	(略)	(略)			<u>上) ・平成 14 年度以降に実態調査、又は今後行う実態調査で「D・E」判定を受けたもの ・除却跡地に設置するブロック塀以外の軽量の塀等（生垣、フェンス、板塀等）</u>	
	経 費	(略)	(略)	<u>倒壊の恐れがある危険なブロック塀等を取り壊す場合、その費用の一部を助成 ※小学校のスクールゾーン内の指定通学路の場合は、最大 37,000 円の加算（宮城県による加算）</u>	<u>危険なブロック塀等の撤去に伴い、新たに塀の設置を行う場合、その一部を補助</u>	経 費	(略)	(略)	<u>地域集会施設の耐震診断費用を助成する。</u>	<u>地域集会施設の耐震改修工事費用を助成する。</u>	<u>危険ブロック塀の除却のほか、ブロック塀以外の軽量の塀等の設置に係る費用を助成する。</u>	
	補 助 額	(略)	(略)	<u>補助額=4,000 円/m<sup>2</sup> 上限=150,000 円</u>	<u>補助額=4,000 円/m 上限=100,000 円</u>	補 助 額	(略)	(略)	<u>耐震診断補用の 66.66% 上限= 165,600 円</u>	<u>耐震改修工事費用の 66.66% 上限= 666,000 円</u>	<u>・除却部分の面積に対して、1 平方メートルあたり 4,000 円 上限=150,000 円 ・設置部分の長さに対して、1メートルあたり 4,000 円 上限=100,000 円</u>	
	個 人 負 担	(略)	(略)			個 人 負 担	(略)	(略)				
	(注) 200 m <sup>2</sup> を超える場合や建物の状況によって、耐震改修経費や個人負担額が違ってきます。詳しくは <u>問</u> 合せください。					(注) 200 m <sup>2</sup> を超える場合や建物の状況によって、耐震改修経費や個人負担額が違ってきます。詳しくは <u>お</u> 問合せください。						